# 見える化改革報告書 「男女平等参画」

平成30年10月17日 生活文化局

## 「男女平等参画」報告書要旨 (1)

### 1「見える化」分析の要旨

### 【都における男女平等参画の現状】

- 女性の就業率は上昇しているが依然として「M字カーブ」を描いており、男性との賃金格差も大きい
- 方針・意思決定過程への女性の参画が十分進んでいない
- 産業分野によって女性の就業の状況は異なる
- 家事・育児の負担は女性に大きく偏っている
- 配偶者暴力の相談件数は年々増加
- 配偶者からの暴力被害を誰にも相談しない人も多く、潜在的な被害者が存在する可能性もある
- 都内区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備は徐々に進んでいるが、整備団体数の目標は未達成

### 【都の取組と課題】

- (1) 男女平等参画施策の総合的な推進
  - 東京都男女平等参画推進総合計画の推進のため「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置しているが、これまでの会議は取組の紹介や意見交換が中心であり、計画の進行管理機能の充実が必要
  - 男女平等参画の状況や施策の進行状況、施策の全体像を年次報告と計画の概要版の冊子により都 民に示しているが、わかりにくい点などがある
  - 都の審議会等における女性委員の任用率は目標に届いておらず、全国的にみても低い状況
- (2) 女性の活躍推進
  - 東京都女性活躍推進大賞の応募数は徐々に増加しているが、応募が伸び悩んでいる分野もある
  - 男性の家事・育児参画促進のため、男性のみならず女性を含む幅広い層に向けた啓発が必要
- (3) 配偶者等暴力対策
  - 配偶者等暴力被害は潜在化しやすい傾向があり、早期発見、早期相談につなげる取組が必要
  - 区市町村配偶者暴力相談支援センターの整備目標の達成に向け、さらなる働きかけと支援が必要
  - 被害者を支援している民間団体には財政的な困難を抱える団体が多く、都の支援の充実に対する強い要望

## 「男女平等参画」報告書要旨 (2)

### 2 取組の方向性

- (1) 男女平等参画施策の総合的な推進
  - 「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、気運醸成に向けた情報発信や都の取組に対する検討に加え、計画全体の進捗状況の報告や施策の推進に関する提案等を実施
  - 「東京都男女平等参画推進会議」において、TOKYO会議における意見等をふまえ、都の施策の実施状況及び施策展開について検討
  - 男女平等参画の状況と施策の実施状況に関する年次報告に施策全体の概要や事業費等の情報を 追加し、施策の全体像や事業規模を都民にわかりやすい形で公表
  - 男女平等参画の現状と課題、都の施策に関する情報を都民にわかりやすく説明する資料を作成
  - 審議会等における女性委員の任用が進まない要因を分析し、新たな取組を検討

### (2) 女性の活躍推進

- 「東京都女性活躍推進大賞」の事業のあり方や事業効果を検証し、今後の事業展開について検討
- ライフ・ワーク・バランス推進のため、男性が家事・育児に参画する意義、都の現状、実践方法や事例などを発信
- 未就学児を持つ夫の具体的な行動を促すため、妻や親、上司など、社会全体の意識改革に取り組む

### (3) 配偶者等暴力対策

- 啓発資料の効果的な周知方法について、被害経験者の声を聞くなどにより検討
- 被害者を早期に発見しやすい医療関係者向けのマニュアルを改定・配布
- ネットワーク会議等により、庁内各局及び区市町村、警察、医療関係者等と課題共有と連携強化
- 区市町村に対して配偶者暴力相談支援センター整備の効果を啓発するとともに、担当者向け講座 の充実等を検討
- 民間支援団体の活動に対する助成について、助成額の上乗せなど支援の充実を検討

### 目次

## 序章

- 1 男女平等参画の意義
- 2 国、都、区市町村等の役割分担

### 第1章 都における男女平等参画の現状と課題

- 1 都における推進体制
- 2 目標と現状
- 3 実態の分析
- 4 まとめ

## 第2章 都の取組の点検・評価

- 1 生活文化局の取組の枠組
- 2 事業内容の評価検証

第3章 課題・取組の方向性

参考資料

## 序章

1 男女平等参画の意義

序章

〇 男女平等参画社会の実現に向けた施策は、女性の地位向上のための法整備や制度改正、女性に対する暴力の防止対策 として進められてきたが、近年は、女性活躍推進に重点

### 都が目指す男女平等参画社会

- 家庭生活・社会生活において、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保
- すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち 合う社会

#### これまでの取組と成果

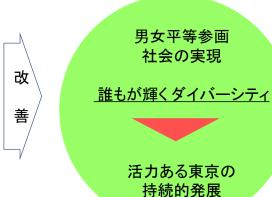
- ◆ 都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と 協調しつつ、積極的に推進
- ◆ 長年の取組により男女平等は前進してきているが、今なお 改善すべき制度や慣行が存在

#### 社会経済状況の変化

- ◆ 少子高齢化、人口減少社会に直面する中で、女性活躍は、 生産性向上・経済成長の最大の潜在力
- ◆ 女性活躍の場の拡大は、多様性・付加価値を生み出す 原動力

#### 男女平等参画社会の実現に向け今後さらに取組が必要

- ◆ 国際的に見ると、日本の男女平等・女性活躍はまだ不十分 ・ジェンダーギャップ指数 [144か国中114位(2017年)で過去最低]
- ◆ 男性中心型労働慣行、固定的性別役割分担意識
  - ・育児休業取得率「女性:93.9%/男性:12.6%(2017年度)]
  - ・就学前の子供を持つ親の育児・家事時間[妻:7時間5分/夫:2時間1分(2016年)]
- ◆ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
  - ・審議会等における女性委員の任用率 [28.5% (2017年度)→35% (2021年度)]
  - ・民間企業の課長相当職の任用率「9.6%(2017年度)→15%(2020年)]
- ◆ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
  - ・女性(25~44歳)の有業率の上昇(M字カーブ)「77.6%(2017年)→78%(2022年)]
- ◆ 女性に対する暴力の根絶
  - ・配偶者暴力相談支援センターの設置「14区(2018年8月末)→20団体(2021年度)] 等



〇 日本の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進められてきた。

	国連等の動き	日本の動き	
1975年 1976年 -	国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議) - 1985年 国連婦人の10年	1975年 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1979年	国連総会 <b>「女子差別撤廃条約</b> 」採択	1977年 「国内行動計画」策定	
1980年	第2回世界女性会議		
1981年	ILO総会 「第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び 待遇の均等に関する条約)」採択	1981年 「国内行動計画後期重点目標」策定 ※女子差別撤廃条約の批准に向けて国内法制等の諸条件の 整備が重点課題に	
1005/5	ᄷᆼᄝᄴᇚᄼᄹᄼᄙ	1984年 「国籍法」改正 ※父系優先血統主義 → 父母両系主義	
1985年	第3回世界女性会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985年 「男女雇用機会均等法」成立	
	300 CO - B - B - B - B - B - B - B - B - B -	「女子差別撤廃条約」を批准	
		1987年 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ※男女共同参加型社会の形成を目指すことを総合目標に	
1993年	世界人権会議	1991年 <b>「育児休業法」</b> 成立	
1993年	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」	1995年	
1005/5	ᄷᇪᄝᅲᄧᄼᄙᄼᅶᄼ	ILO「 <b>第156号条約</b> 」を批准	
1995年	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	1996年 「男女共同参画2000年プラン」	
	※女性に対する暴力を独立の問題として提示	1999年 「男女共同参画社会基本法」成立	
2000年	国連特別総会「女性2000年会議」	「男女共同参画基本計画」	
2000-	自是内别他女·人任2000年A成了	2001年「配偶者暴力防止法」成立	
2005年	国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会議	2005年「第2次男女共同参画基本計画」	
2010年	女性のエンパワーメント原則の作成	2010年「第3次男女共同参画基本計画」	
00117	国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合	2015年「女性活躍推進法」成立	
2011年		「第4次男女共同参画基本計画」	
2015年	国連婦人の地位委員会「北京+20」 国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	2018年「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	6
	THE PARTY OF THE CHILDREN CONTRACTOR AND ADDRESS OF THE PARTY.		

## 序章

2 国、都、区市町村等の役割分担

序章

国においては、男女共同参画社会基本法に基づいて基本計画が策定され、国、地方公共団体及び国民の役割分担の 下、男女共同参画社会形成に関する取組が総合的に推進されている。

また、女性活躍推進法に基づき、国、地方公共団体及び事業者がそれぞれの役割分担により女性活躍を推進しているほか、配偶者暴力防止法に基づき、男女平等実現の妨げとなる配偶者暴力の防止及び被害者保護のため、国及び地方公共団体等が連携し、通報、相談、保護、自立支援等の体制整備を図っている。

○責務・義務	男女共	:同参画社会	基本法	女	性活躍推進	法	配偶者暴力防止法		
△努力義務	計画	施策実施	広報	計画	措置等	啓発活動	防止・自立支援 適切な保護	計画	相談支援セン ター機能
围	基本計画	総合的施策	0	基本方針	職業指導等	0	0	基本方針	_
都	都計画	地域特性に応じた施策	0	<b>本</b> 都推進計画	トレス 情報提供・ 助言等	0	0	都基本計画	0
区市町村	区市町村計画	地域特性に応じた施策	0	区市町村 推進計画	トレス 情報提供・ 助言等	0	0	区市町村 基本計画	Δ
都民•事業主	(国民の責務) 社会のあらゆるタ の形成に寄与	共団体の施策に	の取組に自ら努		(発見者による通報等)				

(一般事業主行動計画の策定等)

都は、法律に基づく施策のほか、東京都男女平等参画基本条例に基づき、都、都民、事業者それぞれの責務を明らかにし、男女平等参画促進施策を総合的・計画的に推進している。

○責務・義務	東京都男女平等参画基本条例							
△努力義務	計画	施策実施	理解·促進 施策協力	普及広報				
都	行動計画	総合的施策		本 都民・事業者 の理解促進				
都民			Δ					
事業者			Δ					
(連携)	都は、施策推進に当	がたり、都民、事業者、「	国及び区市町村との追	重携に努力				

9

## 第1章 都における男女平等参画の現状と課題

1 都における推進体制

## (1) 都における男女平等参画推進の全体像

都は、2017年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定した。本計画は「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されており、それぞれ女性の活躍推進と配偶者暴力対策について、都の施策と、都民・事業者等による取組を取りまとめている。

## 東京都男女平等参画推進総合計画

計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法に定める都道府県男女共同参画計画東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画

### 計画期間 2017年度~2021年度

総事業数 491 数値目標 25

### 東京都女性活躍推進計画

計画の位置づけ

女性活躍推進法に定める都道府県推進計画

領域I

働く場における女性の活躍

領域Ⅱ

女性も男性もいきいきと豊かに 暮らせる東京の実現

領域Ⅲ

多様な人々の安心な暮らしに 向けた支援

総事業数 261 政策目標 23

## 東京都配偶者暴力対策基本計画

計画の位置づけ

配偶者暴力防止法に定める都道府県基本計画

領域Ⅳ

配偶者暴力対策

領域V

男女平等参画を阻害する 様々な暴力への対策

総事業数 230

政策目標 2

男女平等参画の推進に関する都の施策は、産業、雇用、保育、介護、教育など幅広い分野にわたっており、 関係する局が連携して取組を行っている。

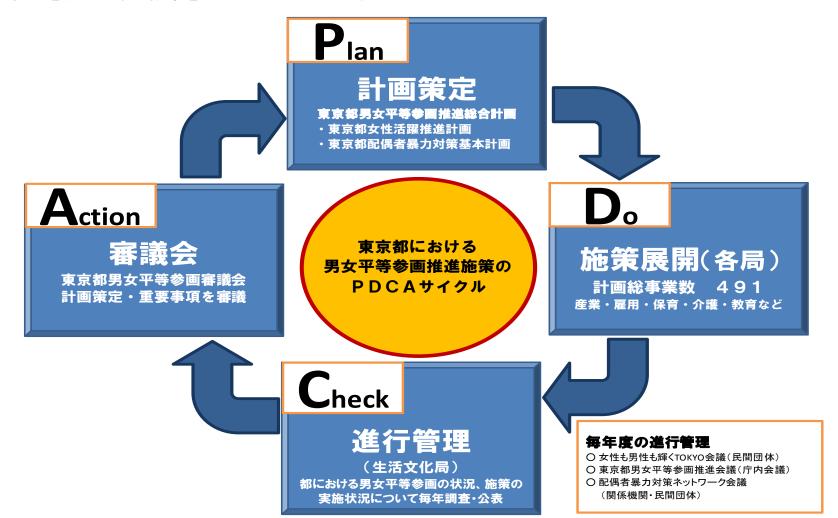
生活文化局は自らが所管する施策を実施するほか、都の男女平等参画施策の進捗管理、男女平等参画の現状の把握、普及啓発、区市町村・民間団体等との連携の促進により、都における男女平等参画の総合的・計画的な推進を図っている。

		生活文化局	各局
総合的な	施策の進捗管理	0	△ (所管事業について)
	都における男女平等参画の現状の 把握	0	_
│ 企画調整 │ ・推進	普及啓発	0	△ (所管事業について)
	区市町村・民間団体等との連携	0	△ (所管事業について)
施策の	男女平等参画・女性の活躍推進	0	0
実施	配偶者暴力対策	0	0

東京都における男女平等参画施策のPDCAサイクルは下図の通りである。

都は、男女平等参画の促進に関する行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し(Plan)、計画に基づいて施策を展開する(Do)。

生活文化局は、男女平等参画の状況及び施策の実施状況を調査するとともに、民間団体等との会議や庁内会議において計画の進行管理を行う(Check)。計画の改定にあたっては、東京都男女平等参画審議会における審議及び都民・事業者の意見聴取を行い、その結果を反映させる(Action)。



女性の活躍推進に関する施策 ①

取りまとめている。 生活文化局は普及啓発などの事業を実施しているほか、各局が実施している事業の進捗状況と都における男女平等参画・女性の

「東京都女性活躍推進計画」では、都の各局が実施している男女平等参画施策のうち、女性の活躍推進に関する事業を以下の通り

活躍の現状を把握・公表し、都における女性の活躍の総合的な推進を図っている。

事業	所管局
領域 I 働く場における女性の活躍	
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進 ポジティブ・アクションの推進 雇用機会均等に関する普及啓発	産業労働局、財務局、各局
② 女性の就業継続やキャリア形成 雇用環境の整備、キャリア形成意識の醸成、保育サービスの充実など	産業労働局、 <b>生活文化局</b> 、福祉保健局、主税局、教育庁、 病院経営本部
③ 職場におけるいやがらせ(ハラスメント)問題 労働相談、都庁内における対策	産業労働局、総務局、教育庁、各局
	生活文化局、産業労働局、青少年·治安対策本部、教育庁、 総務局(首都大学東京)
⑤ 起業等を目指す女性に対する支援 女性ベンチャー成長促進事業、創業サポート事業など	産業労働局、 <b>生活文化局</b>
⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 女性しごと応援テラス、職業訓練、テレワーク普及推進など	産業労働局、福祉保健局
⑦ 普及啓発活動の充実 東京都女性活躍推進大賞、シンポジウム・講座の開催など	<b>生活文化局</b> 、産業労働局
領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現	
1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現	
① 働き方の見直し 働き方改革の推進、ライフ・ワークバランスの推進 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり	産業労働局、 <b>生活文化局</b>
② 男性の家事・育児等への参画 育休取得応援事業、シンポジウム・講座の開催など	産業労働局、 <b>生活文化局</b>
9 1 111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	福祉保健局、主税局、 <b>生活文化局</b> 、教育庁、病院経営本部産業労働局、警視庁、都市整備局、交通局
<ul><li>④ 介護に対する支援</li><li>介護への支援、仕事と介護の両立が可能な環境づくり</li></ul>	福祉保健局、産業労働局、 <b>生活文化局</b>
2 地域における活動機会の拡大	
地域における男女平等参画の促進	生活文化局 1.4

## (4) 女性の活躍推進に関する施策 ②

	事業	所管局						
領域Ⅱ 女	性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現							
3 男女平等参画を推進する社会づくり								
1	政治・行政分野への参画促進 政治・行政分野、教育分野における男女平等参画の促進	総務局、 <b>生活文化局</b> 、教育庁、各局						
2	防災・復興分野への参画促進 女性防災人材の育成など	総務局、 <b>生活文化局</b> 、東京消防庁						
3	教育・学習の充実 学校における人権教育、研修・情報提供など	教育庁、青少年·治安対策本部、 <b>生活文化局</b> 、産業労働局						
4	社会制度・慣行の見直し 男女平等参画の視点に立った資料作成に関する周知など	総務局、 <b>生活文化局</b> 、各局						
5	生涯を通じた男女の健康支援 母子保健医療体制の整備、健康支援及び性教育	福祉保健局、教育庁、病院経営本部						
領域Ⅲ 多	様な人々の安心な暮らしに向けた支援							
1	ひとり親家庭への支援 相談・就業支援、保育サービス等の整備	福祉保健局、産業労働局、都市整備局、生活文化局、教育庁						
2	高齢者への支援 地域における支援、行動しやすいまちづくり	福祉保健局、東京消防庁、都市整備局、産業労働局、交通局						
3	若年層への支援 雇用就業支援、職業訓練など	産業労働局、 <b>生活文化局</b>						
4	障害者への支援 障害者理解促進事業、行動しやすいまちづくりなど	福祉保健局、都市整備局、交通局、各局						
5	性的少数者への支援 普及啓発、相談など	総務局、 <b>生活文化局</b> 、各局						
推進体制								
推進体	制 計画の進捗管理、相談、区市町村や事業者等との連携など	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局、産業労働局						

## (5) 配偶者暴力対策に関する施策 ①

「東京都配偶者暴力対策基本計画」では、都の各局が実施している男女平等参画施策のうち、配偶者暴力対策に関する事業を以下の通り取りまとめている。

生活文化局は啓発や相談などの事業を実施しているほか、区市町村・関係機関等との連携の推進、配偶者暴力に関する調査研究などにより、配偶者暴力対策を推進している。

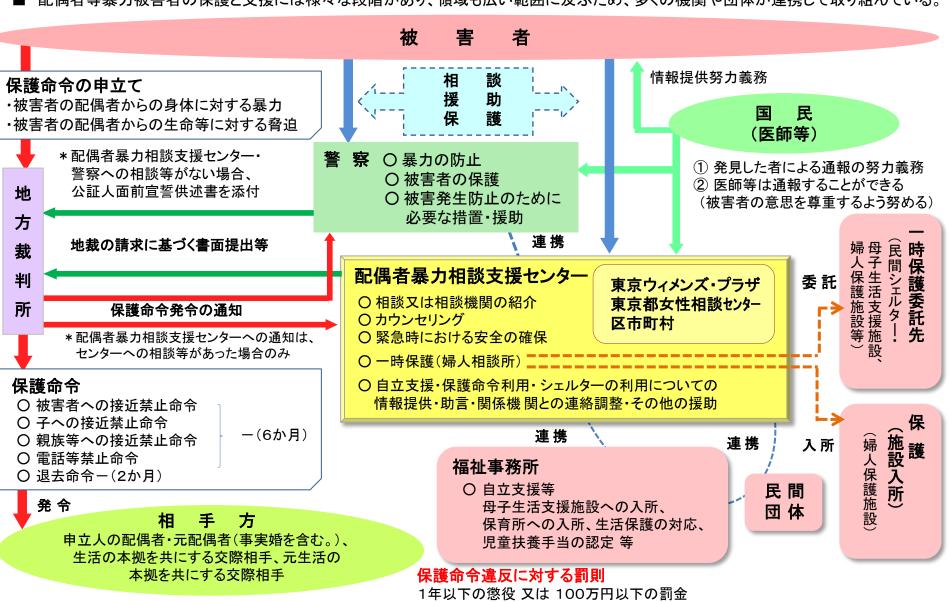
事業	所管局
領域IV 配偶者暴力対策	
1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見	
① 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進 都における普及啓発の実施、区市町村における普及啓発の支援など	<b>生活文化局</b> 、教育庁、青少年·治安対策本部、警視庁
② 早期発見体制の充実 医療機関、保健所、学校、警察等における研修・啓発など	生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、教育庁、警視庁
2 多様な相談体制の整備	
① 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実 相談機能の充実、インターネットによる情報の提供など	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局
② 身近な地域での相談窓口の充実 警察における対応、区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	警視庁、 <b>生活文化局</b>
③ 被害者の状況に応じた相談機能の充実 外国人、障害者、高齢者、男性への対応など	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局,、総務局
3 安全な保護のための体制の整備	
① 保護体制の整備 一時保護体制の拡充、同伴児童への対応の充実など	福祉保健局
② 安全の確保と加害者対応 警察での対応、学校・幼稚園・保育所等との連携の強化、加害者対応など	警視庁、 <b>生活文化局</b> 、福祉保健局、教育庁
4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
① 総合的な自立支援の展開 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充など	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局
② 安全で安心できる生活支援 住民票の取扱い等適切な運用、自助グループへの参加支援など	総務局、 <b>生活文化局</b> 、福祉保健局、病院経営本部、教育庁
③ 就労支援の充実 職業訓練、東京しごとセンター等における就労支援など	産業労働局、 <b>生活文化局</b> 、福祉保健局
④ 住宅確保のための支援の充実 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保、一時保護施設等退所後の支援など	都市整備局、 <b>生活文化局</b> 、福祉保健局
⑤ 子供のケア体制の充実 子供のケア体制の徹底、子供家庭支援センターの拡充など	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局、教育庁

## (5) 配偶者暴力対策に関する施策 ②

事業	所管局			
5 関係機関・団体等の連携の推進				
① 広域連携と地域連携ネットワークの強化 都と区市町村の連携の促進、区市町村支援など	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局			
② 民間団体との連携・協力の促進 連携の促進、配偶者暴力被害者支援民間人材の養成など	生活文化局			
6 人材育成の推進と適切な苦情対応				
① 人材の育成 職務関係者研修の充実など	生活文化局			
② 二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応 二次被害防止のための研修の充実など	生活文化局			
7 調査研究の推進				
配偶者暴力被害に関する調査研究 など	生活文化局			
領域 V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策				
1 性暴力被害者に対する支援 被害者等への支援、普及・啓発	生活文化局、福祉保健局、警視庁、青少年·治安対策本部			
2 ストーカー被害者に対する支援 被害者等への支援、普及・啓発	生活文化局、福祉保健局、警視庁、青少年·治安対策本部			
3 セクシュアル・ハラスメントの防止 相談・普及啓発、都庁内における防止対策	<b>生活文化局</b> 、福祉保健局、産業労働局、総務局、教育庁			
4 性・暴力表現への対応 メディアへの対応、被害者への支援など	青少年·治安対策本部、教育庁、 <b>生活文化局</b> 、福祉保健局、警視庁			

1 都における推進体制

■ 配偶者等暴力被害者の保護と支援には様々な段階があり、領域も広い範囲に及ぶため、多くの機関や団体が連携して取り組んでいる。



**国や地方公共団体は ・・・** ○ 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定 ○ の都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

# 第1章 都における男女平等参画の現状と課題

2 目標と現状

## 2 目標と現状

国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」、都の2020年までの政策の実施計画「2020年に向けた実行プラン」に掲げられている目標のうち、本報告書における分析に関連する指標は以下の通りである。

項目	都の目標値 (期限)	国の目標値 (期限)	最新値 (都)	最新値 (全国)
社会における女性の活躍				
25歳から44歳までの女性の就業率 *1,2	78% (2022年)	77% (2020年)	77.6% (2017年)	74.3% (2017年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 *	k1			
課長相当職	_	15% (2020年)	9.6% (2017年度)	10.9% (2017年)
審議会等における女性委員の任用率 *2	35% (2021年度)	40%以上、60%以下 (2020年)	28.5% (2017年)	31.9% (都道府県・2017年)
ライフ・ワーク・バランスの推進				
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間 *3	1日当たり3時間 (2024年度)	1日当たり2時間30分(2020年)	1日当たり121分 (2016年)	1日当たり83分 (2016年)
「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ都民の割合 *3	· 70% (2020年)	_	50.9% (2015年)	-
民間企業における男性の育児休業取得率 *1	_	13% (2020年)	12.3% (2017年度)	5.14% (2017年度)
配偶者暴力の防止				
配偶者からの暴力被害を相談した者の割合 *1	_	男性:30% 女性:70% (2020年)	_	男性:26.9% 女性:57.6% (2017年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 *1	_	男女とも70% (2020年)	男性:54.4% 女性:64.0% (2015年)	男性:69.2% 女性:73.7% (2017年)
区市町村における配偶者暴力相談支援センター整備数 *2,3	: 20か所 (2021年)	150か所 (2020年)	14か所 (2018年8月)	105か所 (2018年3月)

<sup>\*1:「</sup>第4次男女共同参画基本計画」の成果目標

<sup>\*2:「</sup>東京都男女平等参画推進総合計画」の数値目標

<sup>\*3:「2020</sup>年に向けた実行プラン」の政策目標

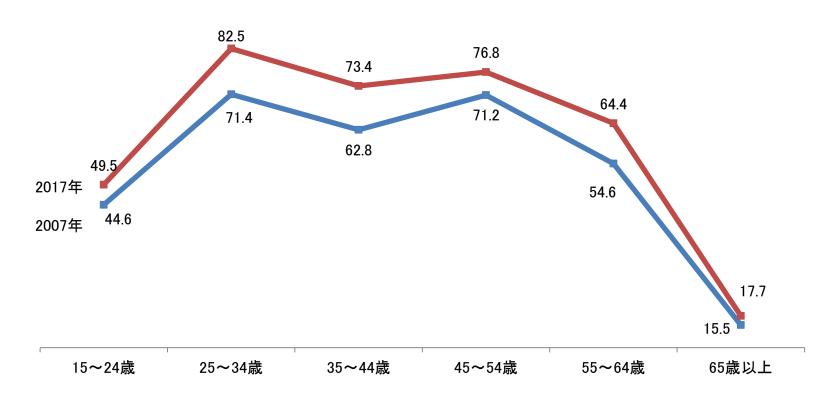
# 第1章 都における男女平等参画の現状と課題

3 実態の分析

### ■ 女性の就業の状況

女性の年齢階級別労働力率は、2007年と2017年で比較すると全ての年齢層において上昇しているが、 出産、子育て期に低下するいわゆる「M字カーブ」を描いている。

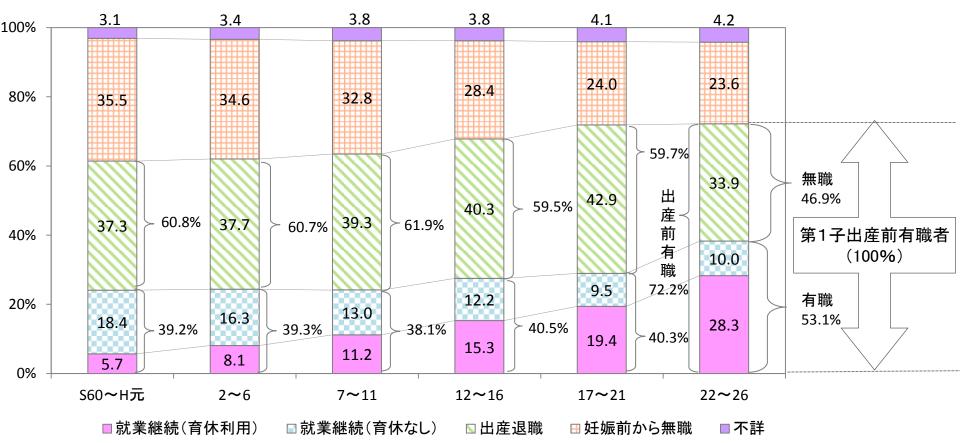
(東京%)



資料:東京の労働力(東京都総務局)

### ■ 第一子出産前後の女性の就業継続

第一子出産前後の女性が就業を継続する割合は4割前後で推移してきたが、直近の調査では約5割に上昇している。 一方、今でも約47%の女性が出産に伴い退職している。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成
  - 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計
  - 3. 出産前後の就業経歴

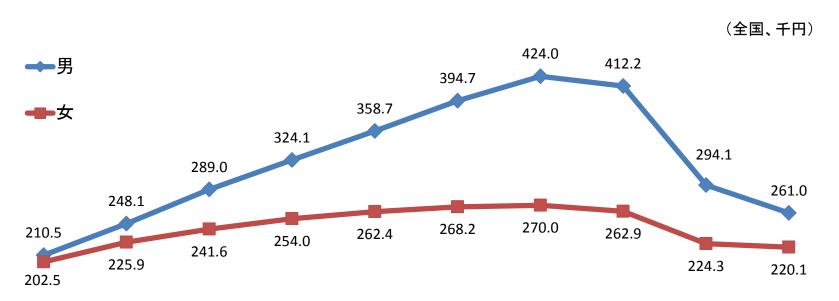
就業継続(育休利用): 妊娠判明時就業 ~ 育児休業取得 ~ 子供1歳時就業 就業継続(育休なし): 妊娠判明時就業 ~ 育児休業取得なし ~ 子供1歳時就業

出産退職 : 妊娠判明時就業 ~ 子供1歳時無職 妊娠前から無職 : 妊娠判明時無職 ~ 子供1歳時無職

### ■ 男女の賃金格差

一般労働者の年齢階級別所定内給与額を男女別にみると、いずれも年齢とともに上昇し、50~54歳をピークに下降しているが、女性の給与額の変化は男性に比べて緩やかになっている。

20~24歳では男女の給与額にあまり差はないが、年齢が上がるにつれて格差が広がっていき、給与額がピークとなる50~54歳では、女性の給与額は男性の6割強にとどまっている。



20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳 65~69歳

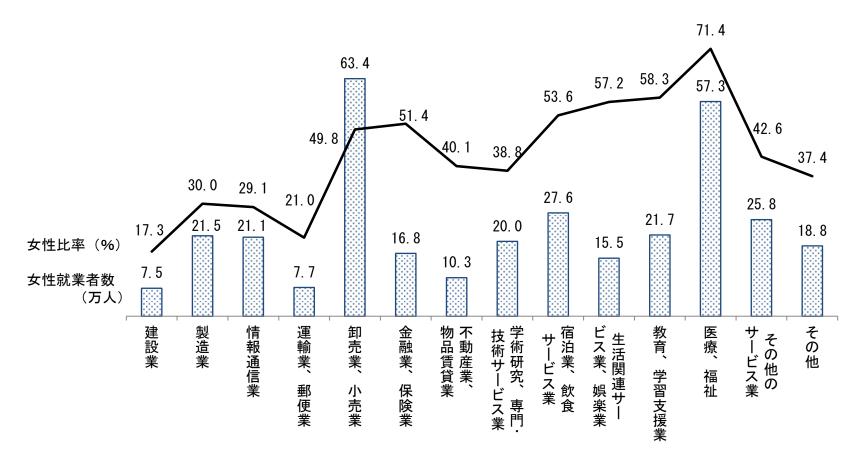
<sup>\*</sup> 各年6月分の所定内給与額

<sup>\*</sup> 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者 資料: 平成29年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

### ■ 産業別女性就業者数及び女性比率

女性就業者数及び女性比率を産業別にみると、卸売業・小売業や医療・福祉産業など女性就業者数が多く女性比率が高い産業がある一方、建設業や運輸業・郵便業など、女性就業者数が少なく女性比率が低い産業もある。

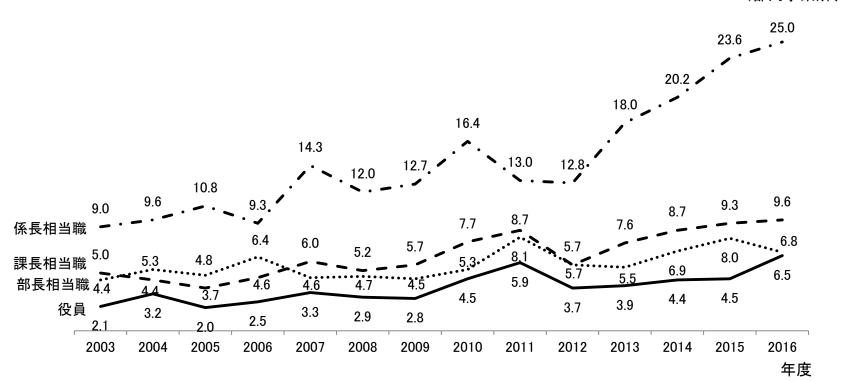
(2017年、東京都)



### ■ 役職別女性管理職の割合の推移

都内事業所における管理職に占める女性の割合は、比較的女性の多い係長相当職でも25%であり、 課長相当職以上では1割に満たない。

(都内事業所、%)



資料:東京都男女雇用平等参画状況調査(東京都産業労働局)

### ■ 審議会等における女性委員の任用

都は、政策や方針の意思決定から男女平等参画を進めるため、 「審議会等における任用率35%を早期に達成し、更なる向上を目指すこと」を目標に掲げている。

都の審議会等における女性委員の任用率はここ数年上昇傾向にあるが、目標値には届いていない。



### ■ 審議会等における女性委員の任用

都の審議会等における女性委員の割合は、各県が設定している目標に対する現状でみると、全国的にも低い状況である。

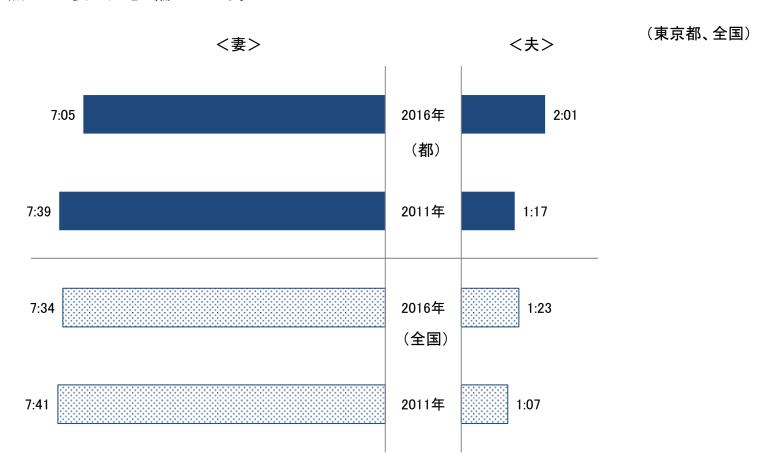
	都道府県 政令都市			目標を設定している審議会等			会等			目標を設定している審議会等			
			目 標 値(目標期限)	審議会 等数	委員 総 <b>人</b> )	うち女性 委員数 (人)	女性比率 (%)	都道府県 政令都市	目 標 値 (目標期限)	審議会等数	委員 総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性比率 (%)
北	海	道	40%(平成29年度まで)	234	1,895	709	37.4	滋賀県	40%(平成32年度まで)	88	1,298	469	36.1
青	森	県	40%(平成33年度まで)	68	1,006	355	35.3	京 都 府	40%(平成32年度まで)	103	1,762	640	36.3
岩	手	県	40~60%(平成32年度まで)	75	1,232	462	37.5	大 阪 府	40~60%(平成32年度まで)	186	3,567	1,092	30.6
宮	城	県	40%(平成32年度まで)	114	1,387	514	37.1	兵 庫 県	35%(平成29年度まで)	63	1,676	556	33.2
秋	田	県	40%(平成32年度まで)	74	1,056	313	29.6	奈 良 県	40%(平成32年度まで)	174	1,528	483	31.6
山	形	県	50%(平成32年度まで)	101	1,291	681	52.7	和歌山県	38%(平成33年度まで)	112	1,371	393	28.7
福	島	県	40%(平成32年度まで)	80	1,080	384	35.6	鳥 取 県		57	899	395	43.9
茨	城	県	30%(平成32年度まで)	78	1,310	435	33.2	島根県	40%(平成32年度まで)	131	1,532	684	44.6
栃	木	県	40%(平成32年度まで)	70	1,143	403	35.3	岡山県	40%(平成32年度まで)	74	1,293	462	35.7
群	馬	県	40%以上(平成32年度まで)	90	994	370	37.2	広 島 県	34%(平成32年度まで)	75	1,445	413	28.6
埼	玉	県	40%以上(平成33年度まで)	80	1,477	546	37.0	山口県	現状の水準を維持(平成32年度まで)	59	674	318	47.2
Ŧ	葉	県	40%(平成32年度まで)	88	1,305	398	30.5	徳 島 県		85	1,346	735	54.6
東	京	都	35%(平成33年度まで)	222	2,431	693	28.5	香川県	40%(平成32年度まで)	64	874	318	36.4
神秀	€ JII	県	40%(平成29年度まで)	93	1,247	428	34.3	愛 媛 県	40%(平成32年度まで)	146	1,425	597	41.9
新	澙	県	40%(平成32年度まで) 40%以上(平成33 年度まで)	76	1,356	528	38.9	高 知 県	50%(平成32年度まで)	127	1,319	411	31.2
富	Щ	県	40%(平成31年度まで) 40%~60%(平成 33年度まで)	108	1,518	566	37.3	福岡県	42%(平成31年度まで)	96	1,348	560	41.5
石	Ш	県	50%(平成32年度まで)	94	1,263	467	37.0	佐 賀 県		100	1,380	562	40.7
福	井	県	40%(平成33年度まで)	118	1,332	459	34.5	長 崎 県	30%(平成32年度まで)	60	1,082	377	34.8
Ш	梨	県	40%(平成33年度まで)	69	960	349	36.4	熊 本 県	40%(平成32年度まで)	117	1,698	651	38.3
長	野	県	50%(平成32年度まで)	88	1,114	490	44.0	大 分 県	40%以上の審議会等割合60%(平成32年 度まで)	117	2,000	748	37.4
岐	阜	県	40~60%(平成30年度まで)	87	1,208	484	40.1	宮崎県	50%(平成33年度まで)	83	1,280	596	46.6
静	岡	県	40%(平成29年度まで)	60	1,161	483	41.6	鹿児島県	40%(平成29年度まで)	85	1,612	615	38.2
愛	知	県	40%(平成32年度まで)	65	913	363	39.8	沖 縄 県	40%(平成33年度まで)	137	1,831	542	29.6
Ξ	重	県	40~60%の審議会割合66.7%(平成32年度 まで)	96	1,241	393	31.7	計		4,667	65,160	23,890	36.7

<sup>\*</sup>調査時点は都道府県により異なる。

### ■ 6歳未満の子供を持つ夫婦の1日当たり家事・育児時間

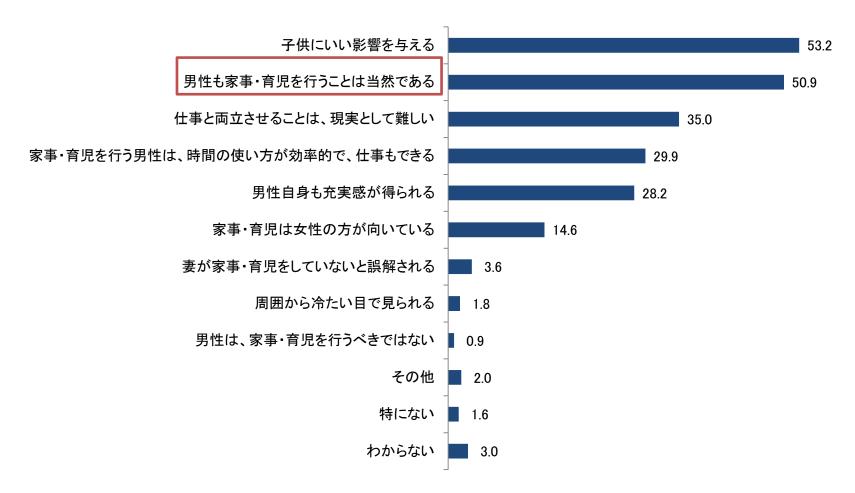
都は、6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児時間を3時間とすることを目標としているが、2016年の調査では2時間1分であった。

2011年の前回調査時と比較すると、家事・育児にかける時間は夫では増加し、妻では減少しているが、家事・育児の負担は、依然として妻に大きく偏っている。



### ■ 男性が家事・育児を行うことのイメージ

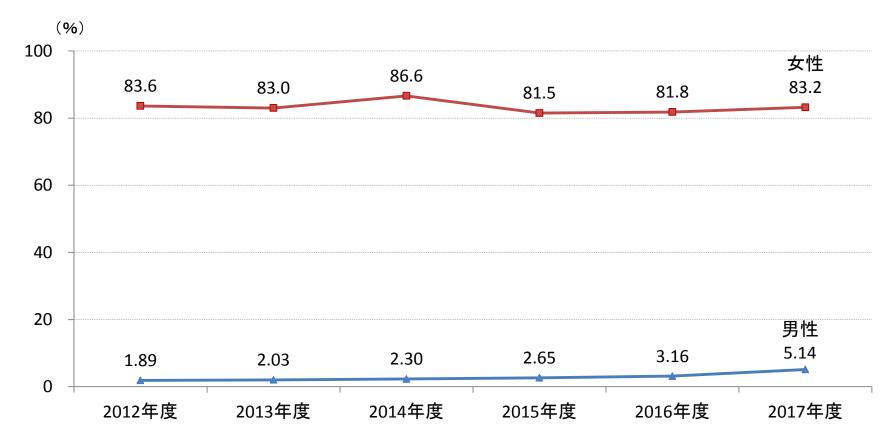
都は、「男性も家事・育児を行うことは当然である」と考える都民の割合を70%とすることを目標としている。 2015年の世論調査では、「男性も家事・育児を行うことは当然である」と考える都民の割合は50.9%であった。



資料:男女平等参画に関する世論調査(2015年 東京都生活文化局)

### ■ 育児休業取得率の推移

育児休業の取得率を男女別に見ると、女性は80%台で推移し、2017年度は83.2%であった。 男性は2017年度には5年連続で上昇し、過去最高の5.14%となった。



育児休業取得率 (2017年度)

女性:2015年10月1日から2016年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、2017年10月1日までに 育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)

男性:2015年10月1日から2016年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、2017年10月1日までに 育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)

### ■ 配偶者からの暴力が関係する相談件数等(区市町村分を含む)

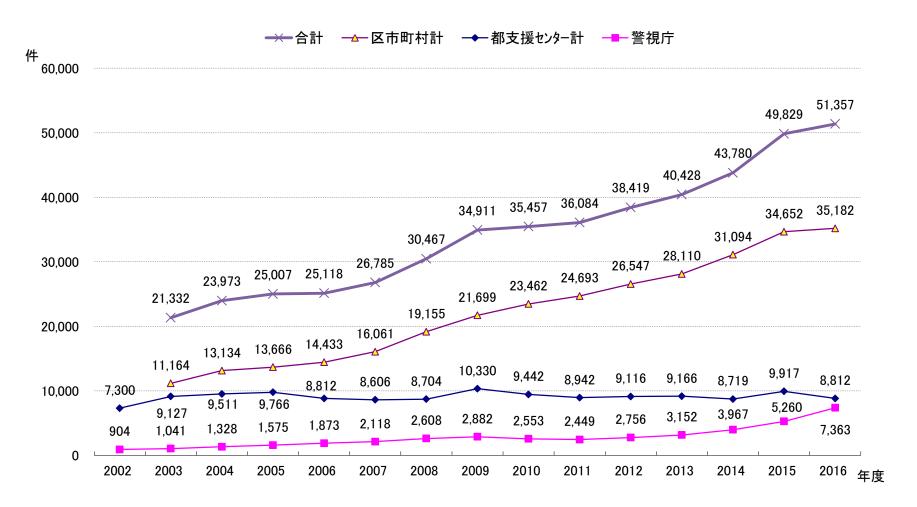
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数を都道府県別にみると、都は全国で最も多く、全国総数の約13%を占めている。

	14- = n. 444	6/3 Mr		相談の種類		 ]談の種類		加业		
	施設数	総数	来所	電話	その他	総数	女	男		
全国	272	106,367	33,418	69,780	3,169	106,367	104,716	1,651		
北海道	20	2,626	808	1,781	37	2,626	2,543	83		
青森県	9	850	307	498	45	850	836	14		
岩手県	12	1,865	1,189	617	59	1,865	1,839	26		
宮城県	2	2,063	1,063	964	36	2,063	2,056	7		
秋田県	6	664	271	327	66	664	660	4		
山形県	5	402	220	170	12	402	397	5		
福島県	9	1,562	635	854	73	1,562	1,543	19		
茨城県	2	1,477	252	1,198	27	1,477	1,441	36		
栃木県	4	1,930	504	1,371	55	1,930	1,924	6		
群馬県	5	1,313	280	1,023	10	1,313	1,303	10		
埼玉県	18	5,806	2,237	3,509	60	5,806	5,709	97		
千葉県	18	7,947	2,380	5,375	192	7,947	7,842	105		
東京都	14	13,996	3,622	10,017	357	13,996	13,799	197		
神奈川県	5	4,809	490	4,130	189	4,809	4,573	236		
新潟県	3	1,421	373	882	166	1,421	1,403	18		
富山県	2	1,642	447	1,123	72	1,642	1,638	4		
石川県	2	1,473	488	985	0	1,473	1,466	7		
福井県	8	1,152	370	758	24	1,152	1,142	10		
山梨県	2	1,279	392	886	1	1,279	1,276	3		
長野県	3	785	250	447	88	785	780	5		
岐阜県	9	1,502	428	1,060	14	1,502	1,494	8		
静岡県	4	2,247	774	1,428	45	2,247	2,220	27		
愛知県	2	2,437	974	1,406	57	2,437	2,391	46		

	施設数	総数	相	談の種類	頁	<b>4</b> 公米h		
	他設致	総釵	来所	電話 その他		総数	女	男
三重県	1	322	134	188	0	322	317	5
滋賀県	3	800	294	506	0	800	792	8
京都府	4	5,373	1,084	4,084	205	5,373	5,348	25
大阪府	12	7,866	2,326	5,266	274	7,866	7,623	243
兵庫県	16	7,887	2,853	4,693	341	7,887	7,812	75
奈良県	2	953	361	576	16	953	937	16
和歌山県	1	742	129	611	2	742	734	8
鳥取県	3	514	292	164	58	514	514	0
島根県	2	696	283	362	51	696	692	4
岡山県	4	2,300	870	1,423	7	2,300	2,273	27
広島県	4	1,120	319	772	29	1,120	1,093	27
山口県	2	483	130	353	0	483	451	32
徳島県	5	2,108	766	1,198	144	2,108	2,063	45
香川県	1	584	194	374	16	584	583	1
愛媛県	3	650	320	313	17	650	642	8
高知県	1	695	352	337	6	695	688	7
福岡県	12	2,914	553	2,239	122	2,914	2,850	64
佐賀県	2	1,235	537	695	3	1,235	1,235	0
長崎県	4	1,499	651	836	12	1,499	1,494	5
熊本県	3	2,158	757	1,331	70	2,158	2,132	26
大分県	2	439	140	297	2	439	432	7
宮崎県	1	367	93	274	0	367	366	1
鹿児島県	14	1,373	530	830	13	1,373	1,343	30
沖縄県	6	2,041	696	1,249	96	2,041	2,027	14

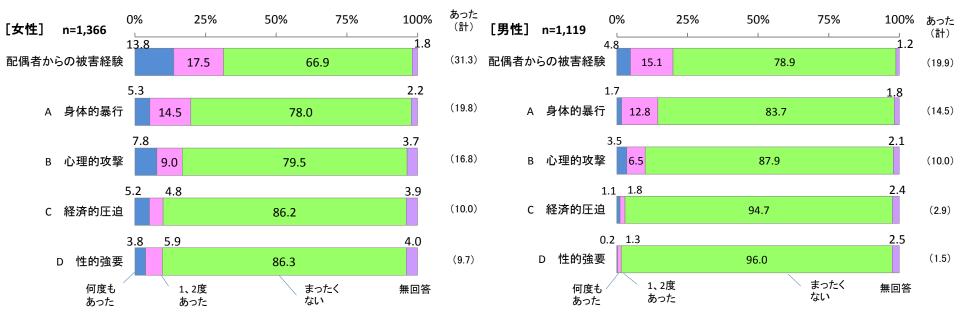
### ■ 都内の相談機関における配偶者暴力相談件数

都内の相談機関における配偶者暴力に関する相談の件数は年々増加しており、特に区市町村における増加が著しい。



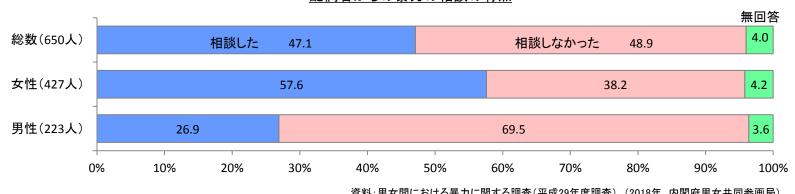
内閣府の調査で配偶者からの暴力被害経験の有無を聞いたところ、女性では31.3%、男性では19.9%が「何度もあった」もしくは 「1.2度あった」としている。

### 配偶者からの暴力被害経験の有無(性別)

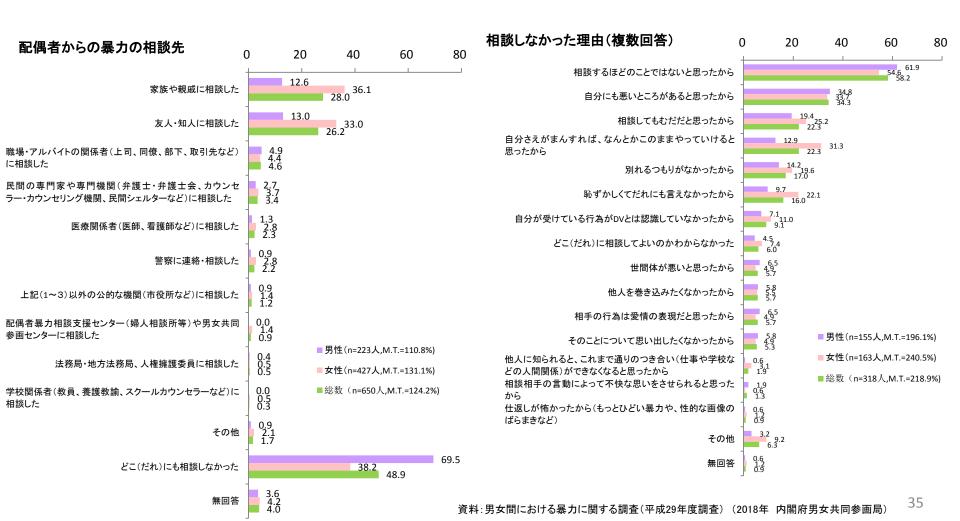


○ 内閣府の調査で配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人に、被害について誰かに打ち明けたり、相談したりしたか聞いた ところ、いずれかの相談先に相談したと回答した人は、47.1%(女性57.6%、男性26.9%)であった。

#### 配偶者からの暴力の相談の有無

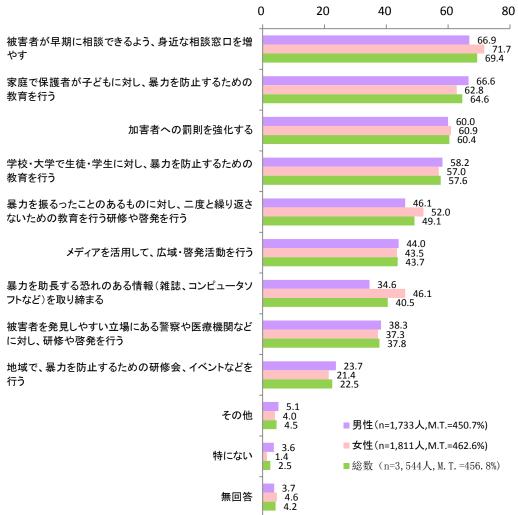


- 内閣府の調査において、配偶者からの暴力の相談先を見ると、「家族や親戚に相談した」が 28.0%、「友人・知人に相談した」が 26.2%などとなっている。 性別にみると、女性は「家族や親戚に相談した」が 36.1%と最も多く、男性は「友人・知人に相談した」が 13.0%で最も多くなっている。
- 上記以外では、「職場やアルバイト関係者」、「民間の専門機関」、「医療関係者」が続くが、いずれも 5%未満であり、配偶者暴力支援相談センターや 警察、法務局、人権擁護委員、市役所などの公的な機関に相談した人は、この中で最も多い「警察」でもわずか 2.2%に止まっている。
- 一方、配偶者から受けた被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」という人(318人)に、相談しなかった理由を聞いたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が 58.2%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が34.3%となどとなっている。



○ 内閣府の調査において、男女間の暴力を防止するために必要だと考えることを聞いたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が 69.4%と最も多い。

#### 男女間の暴力を防止するために必要なこと(複数回答)



## ■ 配偶者暴力相談支援センター機能の整備状況

○ 都は、被害者に身近な相談窓口となる区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備団体数を、2021年度までに20団体とすることを目標としている。

都内区市町村における整備は徐々に進んでいるものの、2018年8月末現在の整備団体は14区にとどまり、市町村部では未整備である。

○ 生活文化局は、配偶者暴力相談支援センター機能が未整備の区市町村を訪問し、先行事例の紹介や助言など、整備に向けた働きかけを実施している。

2018年8月末現在

整備 年度	2009	2011	2013	2014	2015	2016	2017	2018
整備 区市町村	港区	板橋区	江東区 中野区 豊島区	葛飾区 練馬区	台東区 荒川区	北区 江戸川区 杉並区	新宿区	大田区

#### 〇配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下の業務を行う。

- ① 相談や相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護(※)
- ④ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ⑤ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
  - ※ 一時保護は婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行う。

## 第1章 都における男女平等参画の現状と課題

4 まとめ

- ●女性の就業率は上昇しているものの、依然として出産、育児期に低下しており、男性との賃金格差も大きい
  - ・女性の年齢階級別労働力率は全ての年齢階級で上昇しているが、依然としてM字カーブが存在
  - 第一子出産前後の女性が就業を継続する割合も上昇しているが、約半数の女性が出産前後に退職
  - ・男女の賃金格差は年齢が上がるにつれて拡大し、格差が最大となる賃金ピーク時の女性の賃金は男性の6割強
- ●方針・意思決定過程への女性の参画が十分進んでいない
  - ・都内事業所における女性管理職比率は上昇しているものの、未だ1割に満たない
  - ・都の審議会等における女性委員の任用率は28.5%であり、全国的にみても低い状況
- ●産業分野によって女性の就業の状況は異なる
  - 女性就業者数が多く女性比率が高い分野がある一方、女性が非常に少ない分野も存在
- ●家事・育児の負担は依然として女性に大きく偏っている
  - ・女性が育児に費やす時間は男性の4倍以上、家事は3倍以上
  - ・都民の約半数は男性の家事・育児を当然と思っておらず、いまだ心理的な障壁がある

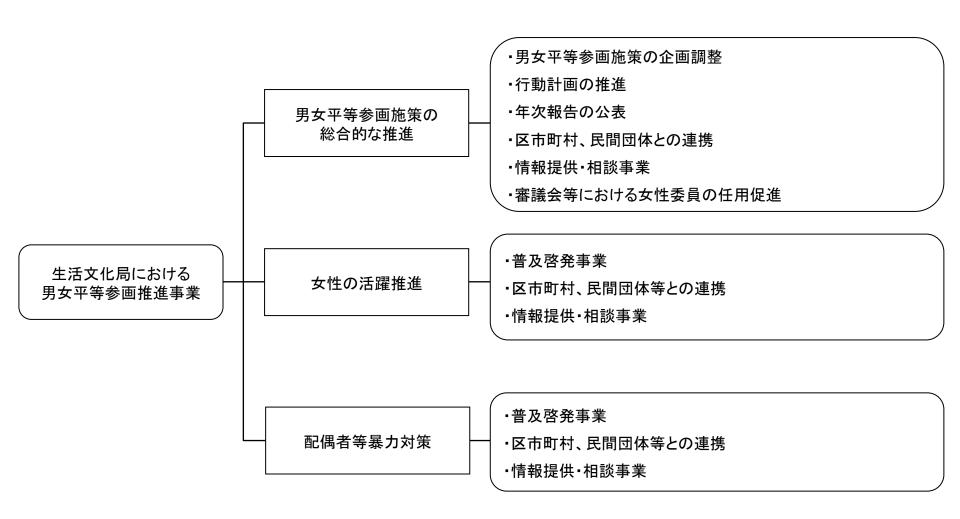
- ●配偶者暴力の相談件数は年々増加
  - ・特に区市町村における増加が著しい
- ●配偶者からの暴力被害を誰にも相談しない人も多い
  - ・被害を受けたことがある人のうち、誰かに打ち明けたり相談したりした人は半数未満
  - ・公的機関に相談した人はわずか
  - •相談しなかった理由では「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」が多い
- ●都内区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備は徐々に進んでいるが、整備団体数の目標は未達成
  - ・内閣府の調査では、暴力防止に必要なこととして、約7割の人が「身近な相談窓口を増やす」と回答

# 第2章 都の取組の点検・評価

1 生活文化局の取組の枠組

## (1) 事業体系

生活文化局における事業の体系は以下の通りである。



行動計画の策定と推進、男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況の調査・公表、区市町村・民間団体等との連携等により、都における男女平等参画施策の総合的な推進を図っている。

		事業					
	男女平等参画施策の 企画調整	東京都男女平等参画審議会の運営 東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要 事項の調査審議					
		行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」の推進					
		女性も男性も輝くTOKYO会議 総合計画の推進に関して都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場					
	行動計画の推進   	<u>東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議</u> 関係機関相互の連携の促進と中長期的課題の検討					
男女平等参画施策 の総合的な推進		東京都男女平等参画推進会議 都における男女平等参画の促進に関する施策を推進するため庁内関係局で構成					
	男女平等参画の状況と 施策の実施状況の公表	東京都における男女平等参画の状況、都・都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等を調査し、年次報告として公表					
	区市町村・民間団体等との	区市町村支援 区市町村男女平等推進担当職員研修					
	連携	<u>民間活動支援</u> 民間団体等との交流事業、民間団体等への施設貸出					
	情報提供・相談	図書資料室、相談室の運営   図書資料室					
	審議会等における 女性委員の任用促進	都の政策形成の場である審議会等における女性委員の任用の促進 43					

## (3) 女性の活躍推進

職場、家庭、地域などあらゆる場における女性の活躍の推進、働き方の見直し等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現に向けた普及啓発活動などの取組を行っている。

		事業
		東京都女性活躍推進大賞の贈呈
		<u>女性が輝くTOKYO懇話会</u>
	普及啓発	女性の活躍推進のための普及啓発 都民を対象とした広報キャンペーン 東京都女性活躍推進ポータルサイトの運営 ロゴマークを活用したPR 女性も男性も輝くTOKYO会議 太鼓判事業の認定 グッズの作成・配布
		女性の活躍推進のためのセミナーの開催 働く女性支援講座
女性の活躍推進		<u>ライフ・ワーク・バランスの推進のための普及啓発</u> Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子 若者に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発
		<u>ライフ・ワーク・バランス推進のためのセミナーやシンポジウムの開催</u> パートナーシップセミナー パパママサミット
	区市町村・民間団体等	区市町村支援 (再掲) 区市町村男女平等推進担当職員研修
	との連携	民間活動支援(再掲) 民間団体等との交流事業、民間団体等への施設貸出
	情報提供•相談	<u>図書資料室、相談室の運営</u> (再掲)

## (4) 配偶者等暴力対策

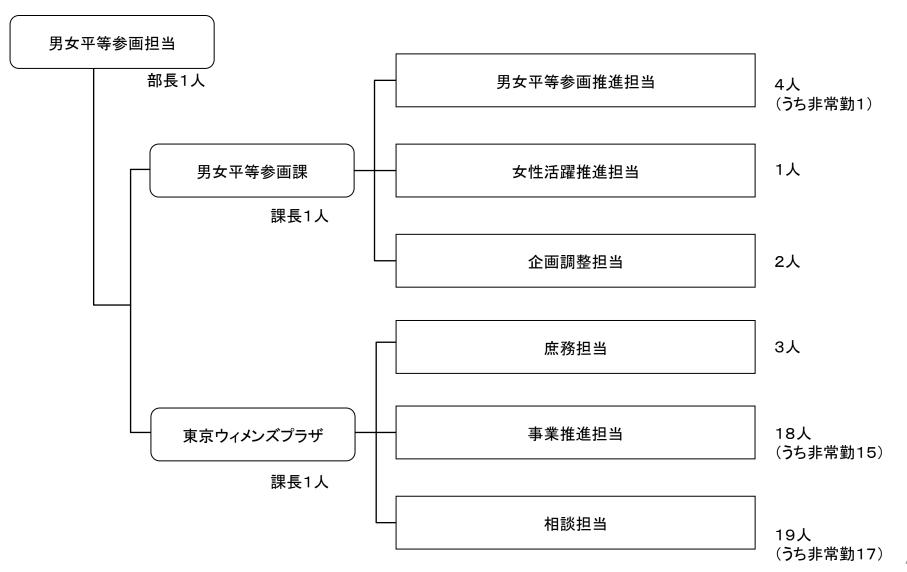
啓発資料や講演会による普及啓発、情報提供・相談、区市町村・民間団体等との連携にかかる事業を実施している。

		事業
	並及改祭	配偶者暴力の防止に係る啓発資料の作成・配布
	普及啓発   	都民向け講演会
	情報提供∙相談	図書資料室、相談室の運営 (再掲)
配偶者等暴力対策		<u>講座・研修等の実施</u> 関係機関職員向け研修、配偶者暴力被害者向け講座等
		区市町村支援 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備推進 (目標:整備団体数2021年度までに20団体)
	区市町村・民間団体等 との連携	区市町村配偶者暴力相談支援センター連携会議 関係機関調整等の担当職員向け研修
		<u>民間活動支援</u> DV防止等民間活動助成 配偶者暴力被害者自立支援に関する民間人材の養成 民間支援団体との連携会議

## (5) 体制 (組織・人員)

男女平等参画課は、都における男女平等参画施策の推進、女性の活躍推進に関する事業、配偶者暴力対策に関する事業等を実施している。

東京ウィメンズプラザは、女性の活躍推進や配偶者暴力に関する講座・研修等の事業のほか、配偶者暴力等に関する相談事業等を 実施している。



## (6) 予算の状況 ①

2018年度予算のうち、都が直接執行している事業、民間に業務委託を行っている事業、補助事業(助成金)は以下の通りである。

(単位:千円)

<b>-</b> 1. h		4.5	trb	事業費	直接執行		民間委託	
政策		内容	予算	(人件費除く)	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
		i 画施策の企画調整 女平等参画審議会の運営)	2,270	1,073	・審議会の運営等	1,073		
	行動計画の (女性も男性	推進 生も輝くTOKYO会議)	383	383	•会議開催	383		
	男女平等参	画の状況と施策の実施状況の公表	6,170	5,913	・年次報告の作成等	4,178	・年次報告データ作成委託	1,735
男女		区市町村支援 (男女平等推進担当職員研修)	16,741	1,247	•研修謝礼、事務費	1,247		
半等参画		民間活動支援 (民間団体等との交流事業)	2,093	2,059	・ポスター印刷、配送等	989	·会場設営·託児委託	1,070
の総合的な推進	17年 4先	民間団体等への貸出施設/ 図書資料室の管理・運営	34,238	23,910	•図書資料室運営 •図書管理OA		<ul> <li>・車椅子用リフト保守委託</li> <li>・電動式集密書架定期点検委託</li> <li>・参考資料装備等関係業務委託</li> <li>・OAシステム保守</li> <li>・インターネット利用者端末システム修正</li> <li>・施設予約システム開発委託</li> <li>・図書管理システム機器更新に伴う ソフトウェア移行</li> </ul>	484 159 1,105 886 162 13,500 1,582
					計	6,032	計	17,878
		情報提供	6,860	146	•事務費	146		
		相談事業	17,764	3,316	•事務費等	614	•特別相談委託	2,702
		小計	86,519	38,047		14,662		23,385

(単位:千円)

				事業費	直接執行		民間委託	
政策	施策	内容	予算	(人件費除く)	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
		東京都女性活躍推進大賞の贈呈	6,931	,	・審査会開催 ・リーフレットの印刷等 ・受賞団体の各種媒体への 掲載	690 661 3,400		2,180
					計	4,751	計	2,180
		女性が輝くTOKYO懇話会	9,270	6,662	•事務費	662	・懇話会運営委託	6,000
		都民を対象とした広報キャンペーン	8,700	8,700	・交通広告ポスター等印刷・メディア等による広告展開		・広告素材の編集	700
					計	8,000		
+		グッズの作成・配布	8,959	8,959	・グッズの買入れ	8,959		
女性の活躍推進	普及啓発事業	女性の活躍推進のためのセミナー等の開催	452	452	<ul><li>・講師謝礼</li><li>・チラシ印刷、配送</li><li>・速記</li></ul>	124 240 57	•託児委託	31
推	事				計	421	計	31
進	<del>、</del>	Webサイトの運営	2,266	2,266	•原稿料	348	・更新・サーバーホスティン グ・保守	1,918
		子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子	2,100	2,100	•印刷•配送	2,100		
		若者に向けたライフ・ワーク・バランスの普及 啓発	4,320	4,320			<ul><li>・キャリアデザインコンテンツ</li><li>改修</li></ul>	4,320
		ライフ・ワーク・バランスの推進のための普及啓発(男性の家事・育児参画の気運醸成事業)	16,144	16,144			・男性の家事・育児参画に向けた気運醸成のための資料の作成・発信	16,144
		ライフ・ワーク・バランス推進のための セミナーやシンポジウムの開催	23,118	11,608	=-		·実施運営委託 ·託児委託	10,363 1,245
		地域で活躍する女性を紹介するイベント	715	715	計 ・イベント運営	715	計	11,608
					「バント理呂	/10		
		小計	82,975	68,857		25,956		42,901

(単位:千円)

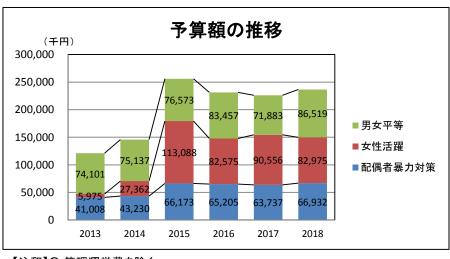
				事業費	直接執行		民間委		補助事業	
政策	施策	内容	予算	(人件費 除く)	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
	普及啓発	配偶者暴力の防止に係る啓発資料の作成・ 配布等	2,125	1,739	・会議開催 ・啓発資料の作成 計	846 893 1,739				
	B   発 	都民向け講演会	507	507	・チラシ印刷、配送 等	459	•託児委託	48		
	情報提信	共・相談 の運営)	44,504	8,772	•相談謝礼等	6,496	•特別相談委託	2,276		
配偶者	区市	講座・研修等 (関係機関職員向け研修)	569	569	•講師謝礼等	569				
配偶者等暴力対策	町村	講座・研修等 (配偶者暴力被害者向け講座等)	4,760	1,691	•講師謝礼等	1,265	•託児委託	426		
M   策 	B 問 団 体	区市町村支援事業	374	287	▪講師謝礼等	287				
		民間活動支援 (DV防止等民間活動助成)	12,304	12,304	•事務費	304			•民間活動助成 金	12,000
	· 選 携	民間活動支援 (民間人材の養成等)	1,789	1,772	・アドバイザー派遣等	1,664	▪託児委託	108		
	小計		19,796	16,623		4,089		534		12,000
		小計	66,932	27,641		12,783		2,858		12,000
		合計	236,426	134,545		53,401		69,144		12,000

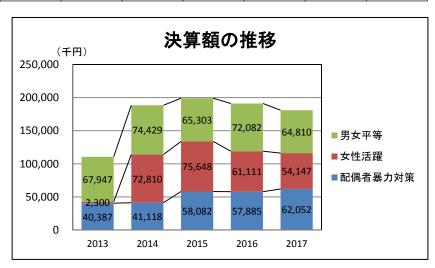
<sup>\*</sup>管理運営費を除く

## (7) 予算額・決算額の推移

2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の成立など、国において女性の活躍推進の取組が進められるなか、都においても、2016年度より女性の活躍推進に関する予算が増加している。

			当初予算额	額(千円)	)		決算額 (千円)				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ※見込額
男女平等参画の推進	74,101	75,137	76,573	83,457	71,883	86,519	67,947	74,429	65,303	72,082	64,810
女性の活躍推進	5,975	27,362	113,088	82,575	90,556	82,975	2,300	72,810	75,648	61,111	54,147
配偶者暴力対策	41,008	43,230	66,173	65,205	63,737	66,932	40,387	41,118	58,082	57,885	62,052
合計	121,084	145,729	255,834	231,237	226,176	236,426	110,634	188,357	199,033	191,078	181,009





【注釈】〇 管理運営費を除く

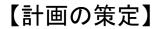
- 2014年度は当初予算に加え、女性の活躍推進に関する補正予算が成立
- 2017年度の決算額は見込

第2章 都の取組の点検・評価

2 事業内容の評価検証

#### <u>行動計画の策定と推進体制</u>

都は、男女平等参画の促進に関する都の施策と都民・事業者の取組を促進するための行動計画「東京都男女平等 参画推進総合計画」を策定し、施策を推進している。





#### 東京都男女平等参画審議会

行動計画の策定・改定など、 男女平等参画に関する重要事項の調査審議

審議会委員: 学識経験者9 民間団体等12

都議会議員4

専門委員: 2

## 東京都男女平等参画推進総合計画

2017年3月策定 計画期間:2017年度~2021年度

## 【計画の推進】

	男女平等参画・女性の活躍推進	配偶者暴力対策			
	女性も男性も輝くTOKYO会議	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議			
月7F建烷	民間団体32 学識経験者3				
<u> </u>	東京都男女平等参画推進会議	都·区市町村関係機関27 医療·司法·人権擁護団体等10			
庁内連携 	庁内関係局12	民間支援団体2			

#### 計画の推進

生活文化局は、庁内各局及び民間団体、区市町村、関係機関等と連携して計画を推進するため、女性も男性も輝く TOKYO会議、東京都男女平等推進会議、東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議を設置・運営している。

#### ■ 女性も男性も輝くTOKYO会議

○ あらゆる場における女性の活躍を進め、もって男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を 実現することを目的として、都民及び事業者と都とが連携・協力して計画を推進していくために設置

【内 容】 〇 女性活躍推進に関する発信、取組等に向けての検討・提案

〇 計画の進行管理

【委 員】 計画に取組を掲載している民間団体(企業、教育機関、NPO等 32団体)、学識経験者3名

【開催実績】 <2017年度>

■第1回 2017年12月21日(木)

【テーマ】キャリアデザインの取組について

<2018年度>

■第1回 2018年4月27日(金)

【テーマ】・男性の家事・育児等への参画について

・審議会等における女性委員の任用促進について

■第2回 2019年2月頃(予定)

#### 【評価検証】

これまでに開催した会議では、各回ごとにテーマを設定し、都や委員が所属する団体の取組の紹介や意見交換を行ってきた。

一方で、計画全体の進行に関する検討や意見交換はあまり行われてこなかった。

- 東京都男女平等参画推進会議
  - 〇 東京都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係局を委員として設置
    - 【内 容】 〇 計画の策定及び進行管理、東京都男女平等参画審議会の運営補佐
      - その他、総合的な男女平等参画施策の策定、実施に関して必要な事項
    - 【委員】生活文化局、政策企画局、総務局、財務局、福祉保健局、産業労働局、教育庁、警視庁

#### 【評価検証】

東京都男女平等参画推進会議では、計画の策定及び進行管理、施策の推進に関する連絡調整を行っているが、計画を着実に推進していくため、計画の進行管理機能をさらに強化していく必要がある。

- 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議
  - 〇 配偶者暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、事業の着実な推進と機関相互の連携の促進、中長期的な課題の検討のため、 都、区市町村、関係団体を委員として設置
    - 【内 容】 〇 配偶者暴力対策の促進、計画の推進
      - ○関係機関の連携の促進
    - 【委員】都及び区市町村の関係機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等

#### 【評価検証】

東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議では、庁内及び庁外の関係機関が一堂に会し、事業の推進と連携の促進、課題の検討にあたっている。

また、基本計画の事業推進を目的とする推進部会と、関係機関の連携を目的とする連携部会をそれぞれ設置し、より具体的な事項に関する検討・連携をすすめている。

## 男女平等参画の状況と施策の実施状況の公表 ①

#### ■ 年次報告

男女平等参画の現状と施策を明らかにし、都民の理解と協力を得るため、都における男女平等参画の状況と、東京都男女平等参画推進総合計画にある全ての事業の実施状況を毎年調査し、ウェブサイト上で公表している。

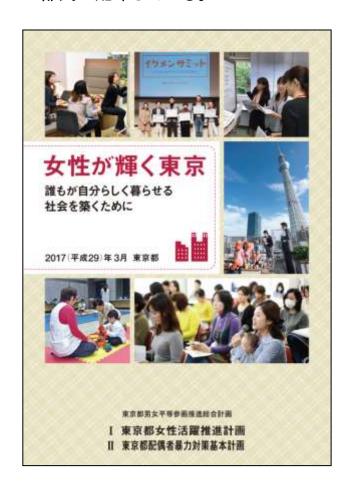
	No.	事業名	事業概要	平成30年度予定	所管局	
	140.	37.9%.□	শ্বশ পশ্ব বিশ্ব প্রাপ্ত	事業規模	771 67-0	
頁域	ÌΙ	・ 動く場における女性の活路	r			
T	① 均	等な雇用機会と女性の職域拡大	・登用促進			
	ت. ح	ボジティブ・アクションの 推進				
	1		基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。		産業労働局	
	2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をは じめ、参画促進のための助言、意見交換を行いま		産業労働月	
	3	職場における男女平等の推 進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための収組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。		産業労働月	
			関係法令や女性の活用事例等について、事業主や 企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企 業の取組を支援します。	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計300人		
	4	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルと なる取組等を支援し、広く発信します。	29年度終了	產業労働月	
	5	女性の活躍推進人材育成事 業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置者に対し天金業に変励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一さらに取組を行者、中心企業に運動会女性従業員それぞれの交流会を実施します。	29年度終了	産業労働履	

#### 【評価検証】

都の男女平等参画に関する全ての施策について、個々の事業の概要と規模を掲載しているが、事業数が多数に上り、また事業費を記載していないことから、都の男女平等参画施策の全体像や規模を都民にわかりやすく伝えるという点において不十分な面がある。

#### 男女平等参画の状況と施策の実施状況の公表 ②

■「女性が輝く東京 誰もが自分らしく暮らせる社会を築くために」(東京都男女平等参画推進総合計画 概要版) 都の現状と施策を都民にわかりやすく伝えるため、東京都男女平等参画推進総合計画の概要版の冊子を作成し、 都民に配布している。



<仕様>

A4判 62ページ フルカラー

<作成部数> 計3,000部

- <配布方法>
- 都の主催するイベントや講座等の場や、関係団体等を通じて配布
- 生活文化局ウェブサイト、東京都女性活躍推進ポータルサイトに掲載

#### 【評価検証】

計画の概要を写真やグラフを用いてわかりやすく説明する資料として有用であるが、情報量が多いため、都民が気軽に手に取りやすい資料であるとはいえない。

また、作成から1年以上が経過しており、掲載しているデータや取組は 最新の内容ではなくなっている。

## 審議会等における女性委員の任用促進 ①

都の審議会等における各局別の女性委員の任用率は以下の通り。

2017年4月1日現在

局	算定対象 審議会等	委員数 (職指定除く)		女性委員	前年度比	35%達成	未達成	
问	₩ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★		うち 女性委員	任用率	<b>削</b> 牛及比	審議会等	審議会等	
政策企画局	3	41	9	22.0%	-	1	2	
青少年·治安対策本部	5	35	16	45.7%	△2.9%	4	1	
総務局	14	118	38	32.2%	2.6%	7	7	
財務局	8	54	18	33.3%	3.5%	3	5	
主税局	2	21	8	38.1%	△1.9%	1	1	
生活文化局	20	303	143	47.2%	0.9%	16	4	
オリンピック・パラリンピック準備局	2	21	6	28.6%	7.2%	1	1	
都市整備局	16	177	55	31.1%	2.8%	9	7	
環境局	22	211	55	26.1%	0.2%	5	17	
福祉保健局	91	1,091	263	24.1%	1.3%	21	70	
病院経営本部	5	40	9	22.5%	△2.5%	1	4	
産業労働局	10	98	24	24.5%	△5.0%	3	7	
中央卸売市場	8	73	6	8.2%	1.1%	0	8	
建設局	5	35	10	28.6%	0.5%	2	3	
港湾局	1	13	5	38.5%	15.4%	1	0	
会計管理局	2	8	2	25.0%	13.9%	1	1	
水道局	2	6	1	16.7%	△10.0%	0	2	
下水道局	0	_	-	-	-	-	-	
教育庁	5	54	13	24.1%	△3.1%	1	4	
消防庁	1	32	12	37.5%	±0.0%	1	0	
計	222	2,431	693	28.5%	0.9%	78	144	

資料:東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課調査

#### 審議会等における女性委員の任用促進 ②

生活文化局では、6か月以内に任期満了を迎える審議会等の所管部署に調査を実施し、改選後の女性委員の任用予定を把握するとともに、庁内各局に以下の働きかけを行っているが、女性委員の任用率は目標に達していない。

① 首都大学東京の女性教員名簿の提供

毎月の調査時に名簿を送付

- ② 「はばたく女性人材バンク」の情報提供 内閣府が運営している「はばたく女性人材バンク」(国の審議会等委員のデータベース)について情報提供
- ③ 女性委員の積極的推薦を依頼する知事名文書の関係部署への提供 関係団体に委員推薦を依頼する際に女性委員の積極的な任用を依頼する文書を作成し、関係部署に提供
- ④ 各局の政策・総務担当部長連絡会における働きかけ 女性委員任用率の状況の報告と任用促進への協力依頼
- ⑤ 審議会等の所管部署の管理職向け研修 審議会等所管部署及び各局の審議会等を取りまとめる部署の管理職を対象に、女性委員の任用促進に係る研修 を実施

## (2) 女性の活躍推進

#### 女性の活躍推進に向けた普及啓発 ①

生活文化局は、職場、家庭、地域などあらゆる場における女性の活躍の推進に向けた様々な普及啓発を行っている。

#### ■ 東京都女性活躍推進大賞

<目的> 全ての女性が意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、女性活躍推進に取り組む様々な分野の企業・団体及び個人に対し、東京都女性活躍推進大賞を贈呈し、その取組を広く普及させることで、女性活躍推進の気運の醸成を図る。

<経緯> 2014年度 事業開始(団体・推薦のみ)

2015年度 公募による募集を開始(団体)、個人区分を新設

2016年度 都が発注する契約(総合評価方式)において、受賞実績を加点評価の対象に追加

#### く大賞受賞者>

	産業分野	医療・福祉分野(*1)	教育分野	地域分野	個人(*2)
2014年度	理研計器 (株)	医療法人社団 KNI	国立大学法人 東京 学芸大学	社会福祉法人 新生寿会	_
2015年度	DACグループ	社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病 院	学校法人 芝浦工業 大学	特定非営利活動法人 豊島子ども WAKUWAKUネット ワーク	堤 香苗 氏 ((株)キャリア・マム 代表 取締役)
2016年度	<ul><li>○P&amp;Gジャパン (株) ○損害保険ジャパン 日本興亜(株)</li></ul>	_	学校法人 杏林学園 杏林大学	特定非営利活動法人 放課後NPOアフター スクール	海老原 宏美 氏 (東大和市地域自立支 援協議会 会長)
2017年度	三井住友海上火災 保険(株)	社会福祉法人竹清 会	学校法人 東京女子 医科大学	特定非営利活動法人 プラチナ美容塾	市川 順子 氏 (作ろう! みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ 世話焼き人)

<sup>\*1:2014</sup>年度は「医療分野」

<sup>\*2:2015</sup>年度新設

## (2) 女性の活躍推進

#### 女性の活躍推進に向けた普及啓発 ②

<東京都女性活躍推進大賞の応募実績>

	産業分野	医療·福祉 分野(*1)	教育分野	地域分野	個人(*2)	計
2014年度	4	2	1	4	I	11
2015年度	9	2	1	2	6	20
2016年度	15	4	1	6	5	31
2017年度	20	2	5	5	6	38

\*1:2014年度は「医療分野」

\*2:2015年度新設

#### 【評価検証】

応募総数は徐々に増加してきたが、女性が多い医療・福祉分野など応募数が伸び悩んでいる分野もあり、 今後、事業のあり方や事業効果の検証が必要である。

## (2) 女性の活躍推進

#### ライフ・ワーク・バランス推進に向けた普及啓発 ①

都は、誰もが様々な働き方や生き方に挑戦できる社会の実現に向けて、家庭生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)を推進している。

生活文化局が実施しているライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発事業は次の通りである。

#### ■ ウェブサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営

概要	実績(2017年度)
あらゆる人に向けてライフ・ワーク・バランスの一層の普及を図るため、ライフ・ワーク・バランスに関する総合的な情報を発信 <主な内容> ライフ・ワーク・バランスに関するQ&A 支援制度、セミナー情報 冊子・パンフレットの紹介 資料集(関連データ、法令) など	<トップページ閲覧数> 7月 893 12月 566 8月 1,091 1月 721 9月 855 2月 584 10月 736 3月 486 11月 650 7~3月計 6,582

#### ■ 子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子

概要		実績
子供が生まれる前から意識啓発を 図り、子供が生まれた後の生き方・ 働き方について、夫婦ともに考えて いくための後押しをするための啓発 冊子「パパとママが描くみらい手帳」を 作成・配布	MISSERVE SOME AS ASSUMENT OF THE PARTY OF TH	<作成·配布部数> 2015年度 15万部 2016年度 15万部 2017年度 15万部 ※区市町村を通じ、母親学級等で配布

## ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発 ②

#### ■ セミナー・シンポジウム

女性の活躍推進とライフ・ワーク・バランスの実現に欠かせない男性の家事・育児参画と夫婦間の協力を促進するため、 夫婦の良好なパートナーシップのためのセミナーやシンポジウムを開催し、情報発信を行っている。

年度	パートナーシップセミナー	パパママサミット
2015	5回(167人)	
2016	8回(284人)	1回(151人)
2017	3回(111人)	1回(157人)

- ※ 人数は各回参加者の累計
- ※ 事業名称は2017年度のものであり、2016年度以前は名称が異なる。



#### 【評価検証】

- 直近の調査結果では、6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間は依然として妻に大きく偏っている。
- 「男性も家事・育児を行うことは当然である」と考える都民の割合が約半数にとどまるなど、男性の家事・育児参画 に対する心理的な壁もいまだ存在する。
- 〇 男性が家事・育児を行うことについて当然と考える人の割合は、男性よりもむしろ女性の方が低い。
- 男性の具体的な行動につなげるため、男性のみならず女性を含む幅広い層に向けた啓発が必要である。

## 相談室の運営

東京ウィメンスプラザでは、配偶者からの暴力、交際相手からの暴力、夫婦や親子の問題、生き方、人間関係など、 暮らしのなかで抱えるさまざまな悩みについて相談を受けている。

	概要	相談時間
一般相談(電話)	DV、デートDV、セクシュアルハラスメント、夫婦や親子の問題、生き方や職場の人間関係など、さまざまな悩み相談を受付	毎日9:00~21:00(年末年始を除く)
法律相談 (面接)	離婚、暴力被害などで法的知識が必要な方のため の、女性の弁護士による面接相談	予約制
精神科医師による 相談 (面接)	暴力被害などで精神的に不安を抱えている方のため の相談。子供に関する相談も受付	予約制
男性のための悩み相談(電話・面接)	夫婦や親子の問題、生き方・職場の人間関係、セクシュアルハラスメントやDV、デートDVなどの暴力の問題など、男性の抱えるさまざまな悩みに男性相談専門の相談員が対応	【電話相談】 毎週月曜日・水曜日17:00~20:00(祝日・年末年始を除く) 【面接相談】 毎週水曜日19:00~20:00(祝日・年末年始を除く)・予約制

#### 【評価検証】

- 内閣府の調査によると、配偶者等からの暴力の被害について公的機関に相談した人はわずかであり、相談に至っていない潜在的な被害者が存在している可能性がある。
- 被害の深刻化を防ぐため、早期の発見と相談につなげる取組が必要である。

## 啓発事業 ①

配偶者暴力は家庭という人目にふれにくい場所で起きるため、被害者の気づきが遅れたり、被害が潜在化する傾向がある。

生活文化局は、啓発資料の配布や講演会により、配偶者暴力に関する啓発や相談窓口の周知を行っている。

#### ■ 啓発資料

資料名	形状	目的	配布場所	作成数
配偶者や交際相手からの暴力で悩んでい ませんか	パンフレット	被害者への相談窓口 の周知、配偶者暴力防 止等に関する啓発	区市町村、警察、児相、 裁判所、保健所 等	50,000部 (2017年度)
デートDVってなんだろう	カード	若年層に向けた相談窓 口のPR	区市町村、高校、警察、 児相、都立病院 等	400,000部 (2017年度)
配偶者暴力被害者支援基本プログラム	冊子	相談員、行政機関向け、 支援プログラム	区市町村、保健所、警察 等	2.000部 (2017年度)
医療関係者のための配偶者暴力被害者支 援マニュアル	パンフレット シート		都内病院、都内診療所 等	18,000部 (2013年度)
配偶者暴力被害者支援ハンドブック	小冊子	被害者の早期発見。情 報提供・助言の手助け		4,000部 (2006年度)
東京ウィメンズプラザ 相談室利用案内	リーフレット	ウィメンズの相談電話 等の周知	区市町村関係窓口、病 院、警察等	5,000部 (2017年度)
パートナーからの暴力に悩んでいませんか	カード	相談電話の周知、DV センターの情報提供	区市町村関係窓口、病 院、警察等	20,000部 (2016年度)

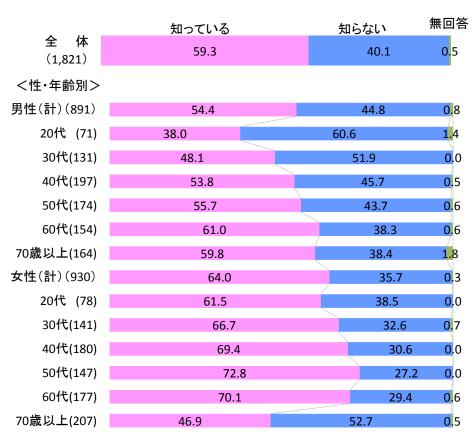
#### ■ 都民向け講演会 (配偶者暴力防止講演会)

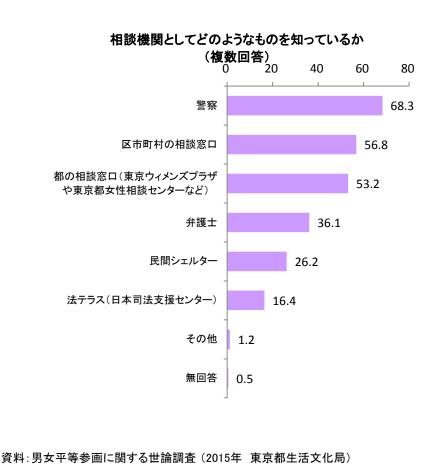
配偶者暴力被害の実態や被害者の支援等に関する正しい認識と理解を得ることを目的として、 一般都民向けに開催(年2回)

## 啓発事業 ②

- 都の世論調査において、配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っているかを聞いたところ、「知っている」と答えた人は 59.3%にとどまり、40.1%の人は「知らない」と回答した。
- 相談機関を「知っている」と答えた人に、知っている相談機関を聞いたところ、「警察」が 68.3%で最も多く、次いで「区市町村の相談窓口」が 56.8%、「都の相談窓口(東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターなど)」が 53.2%であった。







#### 【評価検証】

相談窓口の周知度は高いとはいえず、さらなる周知が必要である。

## (3) 配偶者等暴力対策

## 区市町村支援 ①

都は、区市町村における配偶者等暴力対策を支援するとともに、被害者が身近な地域で相談しやすい環境を整備するため、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備促進に取り組んでいる。

#### ■ 講座・研修事業

<目的>

- 区市町村の相談員等の育成、実践的な知識の習得
- 配偶者暴力被害者と関わりのある関係機関の職員に対する情報・技術の提供

年度	区市町村相談員 養成講座	コーディネート研修	職務関係者研修
2015	6回(189人)	6回(237人)	7回(751人)
2016	6回(207人)	7回(230人)	7回(796人)
2017	4回(195人)	5回(128人)	7回(834人)

(※ 人数は各回参加者の合計)

#### ■ スーパーバイズ事業

<目的>

区市町村の相談員の対応能力の向上

#### <事業状況>

① 実施回数 月1回

② 実施方法 区市女性センター等における相談事例について検討

③ スーパーバイザー 外部専門家 (臨床心理士)

## 区市町村支援 ②

#### 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備促進

都は、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備団体数を2021年度までに20団体とすることを目標としている。

配偶者等暴力相談支援センターの整備状況を都道府県別にみると、北海道が20か所と最多であるが、そのうち市町村が設置したセン ターは4か所である。区市町村による設置数を比較すると、埼玉県と兵庫県が16か所で最多であり、次いで東京都の13か所※である。 (※2018年8月現在14か所)

(2018年4月1日現在)

			区市町村設			
	総数	都道府県 設置	計	政令指定都 市設置	政令指定都 市設置以外 の市町村設 置	
全国	279	173	106	21	85	
北海道	20	16	4	2	2	
青森県	9	8	1	0	1	
岩手県	12	11	1	0	1	
宮城県	2	1	1	1	0	
秋田県	6	6	0	0	0	
山形県	5	5	0	0	0	
福島県	9	8	1	0	1	
茨城県	3	1	2	0	2	
栃木県	4	1	3	0	3	
群馬県	6	1	5	0	5	
埼玉県	18	2	16	1	15	
千葉県	19	15	4	1	3	
東京都	15	2	13	0	13	
神奈川県	5	2	3	3	0	
新潟県	3	1	2	1	1	
富山県	2	1	1	0	1	
石川県	2	1	1	0	1	
福井県	8	8	0	0	0	
山梨県	2	2	0	0	0	
長野県	3	2	1	0	1	
岐阜県	9	9	0	0	0	
静岡県	4	1	3	2	1	
愛知県	2	1	1	1	0	

			区市町村設置		<u> </u>
	総数	都道府県 設置	計	政令指定都 市設置	政令指定都 市設置以外 の市町村設 置
三重県	1	1	0	0	0
滋賀県	3	3	0	0	0
京都府	4	3	1	1	0
大阪府	13	7	6	2	4
兵庫県	17	1	16	1	15
奈良県	2	1	1	0	1
和歌山県	1	1	0	0	0
鳥取県	3	3	0	0	0
島根県	2	2	0	0	0
岡山県	4	2	2	1	1
広島県	4	3	1	1	0
山口県	2	1	1	0	1
徳島県	5	3	2	0	2
香川県	1	1	0	0	0
愛媛県	3	2	1	0	1
高知県	1	1	0	0	0
福岡県	12	10	2	2	0
佐賀県	2	2	0	0	0
長崎県	4	2	2	0	2
熊本県	3	1	2	1	1
大分県	2	2	0	0	0
宮崎県	1	1	0	0	0
鹿児島県	15	9	6	0	6
沖縄県	6	6	0	0	0

資料:内閣府男女共同参画局ウェブサイト

## (3) 配偶者等暴力対策

## 区市町村支援 ③

■ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に向けた支援

都は、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を働きかけるとともに、区市町村における取組状況を確認し、必要な助言や情報提供を行っている。

年度	整備に向けた働きかけ(アウトリーチ活動・出前講座)				
十尺	区	市	町村	計	
2015	10	7	1	18	
2016	1	15	3	19	
2017	12	13	1	26	

(単位:件)

#### 働きかけの具体例

- ・都内整備済み団体の先行事例の紹介
- ・支援センター業務に関する説明
- ・支援センター整備に係る助言
- ・支援センター整備マニュアルの確認等

#### 区市町村支援 ④

- 配偶者暴力相談支援センターを設置していない理由と設置に必要な支援
- 配偶者暴力相談支援センターを設置していない区市町村にその理由を聞いたところ、「専門の職員の配置が困難」が最も多く、次いで「運営費の確保が困難」となっている。

町村部においては、「配偶者暴力に関する案件が少ない」や「人口が少なく、お互い顔見知りのため、設置しても相談に行きにくい」という理由も多い。

〇 設置に必要な支援について聞いたところ、「専門性を有する相談員の育成」、「運営費の補助」が最も多く、次いで「加害者からの追及への対応」、「都道府県と区市町村の役割分担、連携のあり方の明確化」が多かった。

		事項	合 計	区部	市部	町村部
	1	専門の職員の配置が困難	32	2	18	12
	2	運営費の確保が困難	31	1	19	11
設	3	都道府県の取組が進んでおり、区市町村で設置する必要がない	9	1	6	2
置	4	他の自治体と支援センターを共同運営しているから	0	_	_	-
して	5	すでに十分な施策を実施しており、あえて支援センターを設置する必要性がない	9	4	5	-
い	6	他の相談機関等において支援センターの機能を果たしており、あえて支援センターを設置する必要性がない	9	3	5	1
ない	7	支援センターを設置しても何のメリットもない	1	_	_	1
理	8	支援センターを設置した場合、加害者からの電話相談や被害者追及などが増える	11	2	8	1
由	9	配偶者暴力に関する案件が少ない	14	2	3	9
	10	人口が少なく、お互い顔見知りが多いため、設置しても相談に行きにくい	9	_	_	9
	11	その他	11	5	5	1
設	1	専門性を有する相談員の育成	39	9	20	10
置	2	運営費の補助	36	5	22	9
に必	3	都道府県と区市町村の役割分担、連携のあり方の明確化	21	6	12	3
要 な	4	加害者からの追及への対策	22	7	12	3
支	5	社会的機運の盛り上がり	7	_	3	4
援	6	その他	8	2	5	1

## 区市町村支援 5

区市町村へのアンケートにおいて「配偶者暴力相談支援センター設置に必要な支援」として多くあげられていた事項と、それに関連する都の取組は以下の通りである。

	事項	都の取組
1	専門性を有する相談員の育成	相談・支援に関わる相談員等を対象に、専門知識の提供や実践的トレーニングを行う「区市町村相談員養成講座」を実施
2	運営費の補助	配偶者暴力相談支援センター整備への支援の強化を国に提案
3		東京都配偶者暴力対策基本計画に「配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況」として明示
4	加害者からの追及への対策	・相談員・行政機関向けの支援マニュアルに加害者への対応の方法を記載 ・加害者更生については、専門人材の育成、刑事司法制度上の位置づけなど国によ る実効性のある取組が不可欠であることから、国に対し必要な法制度の整備等を働き かけ

#### 【評価検証】

今後は、区市町村の具体的なニーズを確認し、支援のさらなる充実を図っていく必要がある。

## 民間活動支援 ①

都は、配偶者暴力防止に係る民間支援団体の自主活動への助成や人材養成事業などを行い、民間支援団体の 活動を支援している。

#### ■ 民間活動助成

民間シェルター等の施設の安全対策、設備等の充実、被害者への同行支援、被害者の自立支援に係る事業、配偶者暴力問題の解決に寄与する普及啓発活動等に対する助成を行っている。あわせて、複数団体で連携して支援を行う場合について、連携に係る費用を助成している。

また、カウンセリングや被害者支援に係る専門知識や経験を有するアドバイザーを民間団体に派遣し、相談員等の人材の育成を支援している。

<自主活動、施設の安全対策等への助成>

単独事業:助成事業に係る経費の2分の1以内、100万円限度

連携事業: (1)コーディネーター人件費その他の連携に係る経費の2分の1以内、100万円限度

(2)事業実施に係る経費((1)の経費を除く。)の2分の1以内、100万円限度

((1)及び(2)、又は(1)のみ)

<アドバイザー派遣>

1事業につき3回かつ6時間を限度にアドバイザーを派遣

※助成実績 2015年・17件(助成額 8.218千円)、2016年・11件(8.926千円)、2017年・14件(8.718千円)

#### ■ 配偶者暴力被害者自立支援人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するための研修を行うとともに、行政における支援の取組状況を伝えるなど、行政との連携や団体同士の交流を図っている。

※開催実績 2015年·2回(参加者152人)、2016年·2回(103人)、2017年·2回(84人)

## (3) 配偶者等暴力対策

### 民間活動支援 ②

#### 〇 配偶者暴力防止等民間活動助成事業実績

年度	事業	件数	助成額(千円)	主な助成事業内容	
	単独事業	12	3,858	DV被害者のための同行支援事業	
2015			4.360	DV加害者更生ワークショップの実施	
			施設利用者用備品の購入・エアコンの設置		
	単独事業	6	3,987	DV被害者のための同行支援事業	
2016	連携事業	5	4.939	4,939 DV被害女性の自立支援プログラムの実施 8,926 施設利用者用備品の購入	
	計	11	8,926		
	単独事業	9	3,781	1 DV被害者のための同行支援事業	
2017	連携事業	5	5.000	DV・面会交流に関するカフェ形式の相談会の企画・運営	
	計	14	8,781	施設防犯カメラの設置	

#### ○ アドバイザー派遣事業実績

年度	派遣団体数	派遣回数	主なテーマ
2015	11	25	DVの被害者支援に携わる相談員のレベルアップ及び知識の向上 DVや性暴力を受けた女性への相談、自立支援に関してのスーパービジョン ステップハウスにおけるスタッフの研修、事例検討への助言
2016	13	23	相談員のためのスーパービジョン DV被害者相談員育成研修 DV被害者支援における次世代リーダーのためのマネジメント力強化について
2017	16	39	DVに関する基礎知識と具体的支援について DV被害者など暴力被害者が安全にIT機器を利用して暮らせるための支援研修 勉強会「トラウマからの解放」

#### 民間活動支援 ③

都の民間活動支援事業についての民間団体からの意見・要望は以下の通りである。

- DV防止等民間活動助成事業に関する民間団体からの意見・要望 ①
- 2017年7月25日付「平成30年度DV防止等民間活動助成事業の予算に関する要望」

#### <要望団体>

配偶者暴力被害者支援民間団体(10団体)

#### <内容>

- ・ DV被害者支援は収益事業ではないため、民間団体の殆どは支援者のボランティアによる小規模な運営によっており、財政面は 恒常的に不安定である
- 被害者の回復には継続的な支援が必要であるが、同行支援サービスは助成金の範囲内の事業とならざるを得ない。
- これまで以上の財政援助がないと同行支援事業の継続は極めて困難であり、複数の団体が同行支援事業の中止を検討中。
- 2018年度第1回配偶者暴力対策ネットワーク会議

(民間支援団体の代表による問題提起)

- ・財政上の問題から、複数の民間シェルターが閉鎖した。
- 財政的支援の拡大が見込めない場合、他の支援団体の活動にも支障をきたすおそれがある。

#### 民間活動支援 ④

■ DV防止等民間活動助成事業に関する民間団体からの意見・要望 ②

#### 効果・良かった点 意見・要望 【自主活動への助成】 【助成率】 自分たちだけでは継続して自助スキルを学ぶことができな。 資金力がないため、助成率が2分の1ないし3分の1ではむしろ かったところ、助成金のおかげで被害女性のエンパワーメン 疲弊する。8割助成など使いやすい制度にしてほしい。 トにつながっている 被害者支援に連携して取り組む団体間の調整業務等に対す 【助成対象】 る助成により、連携同行支援の綿密な調整が可能となり、被 ・同行支援事業に対する継続的な助成(大型の民間助成金の終 害者に対するきめ細かな支援ができるようになった。 了による事業継続の困難)、事業の継続発展を目的とした数 年単位で実施可能な固定的な制度構築 • 直接支援に携わる人材育成のための助成 【アドバイザー派遣】 ・支援員のスキルアップに直結し、質の高い支援に役立ってい る。 アドバイザー派遣を利用した研修開催を通じ、途切れていた 被害当事者とのつながりを取り戻した例があった。

「平成29年度配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議」資料

#### 【評価検証】

配偶者等暴力被害者に対するきめ細かい支援を行う上で、民間の支援団体は大きな役割を担っているが、 民間支援団体の多くは財政上の困難から事業の継続に不安を抱えており、都の支援の充実に対する強い要 望がある。 第3章 課題・取組の方向性

#### 現状の都の取組

#### 都の取組に対する評価結果

#### 取組の方向性

# 計画の推進

- ・都民及び事業者と連携・協力して計画を推進するともに、女性活躍推進に向けた取組に関する検討・提案を行うため、「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置
- ・都の施策の推進のため、庁内関係局を委員とする「東京都男女平等参画推進会議」を設置
- ・これまでの「女性も男性も輝く TOKYO会議」の内容は、個別 のテーマに関する取組の紹介 や意見交換が中心であり、計 画全体の進行管理に関する 議論はあまり行われていない
- ・計画を着実に推進するため、 「東京都男女平等参画推進会 議」における計画の進行管理 機能も強化していく必要

### 計画の推進機能(ヘッド クォーター機能)の強化

取組の 拡充

- ・「女性も男性も輝くTOKYO 会議」において、各回ごとの テーマに加え、計画全体の 進行管理や施策の推進に 関する提案等を実施
- ・「東京都男女平等参画推進 会議」において、TOKYO 会 議における意見等をふま え、都の施策の実施状況及 び施策展開について検討

策の実施状況の公表女平等参画の状況と

施男

男女平等参画の現状と施 策を明らかにし、都民の 理解と協力を得るため、 都における男女平等参画 施策の状況と施策の実施 状況について年次報告を 作成し、ウェブサイト上で 公表 年次報告には東京都男女平等 参画推進計画に掲載している 全ての事業の実施状況を掲載 しているが、掲載事業が多数に 上り、また、事業費を記載して いないことから、男女平等参画 施策の全体像や事業規模はつ かみにくい

取組の 拡充

#### 施策の現状を都民に分かり やすく公表

都の男女平等参画施策の全体の概要をまとめた資料や事業費等の情報を追加し、施策の全体像や事業規模を 都民により分かりやすい形で公表

#### (1)男女平等参画施策の総合的な推進

#### 現状の都の取組

#### 都の取組に対する評価結果

#### 取組の方向性

施策の実施状況の公表男女平等参画の状況と

東京都男女平等参画推 進総合計画の概要版の 冊子を作成し、ウェブサイトで公表するほか、都 民に配布

- ・概要版の冊子は計画を説明 する資料として引き続き有用 であるが、情報量が多いた め、都民が気軽に手に取りや すい資料であるとはいえない
- ・作成から1年以上が経過していることから、掲載している データや取組は最新の内容ではない

新たな 取組 男女平等参画の現状や最新情報、施策をわかりやすく広報

他県等の事例を参考に、都に おける現状と課題、都の施策 に関する最新の情報などを掲 載した小冊子を新たに作成

女性委員の任用促進審議会等における

女性委員任用率の目標 値35%の達成に向け、 庁内関係部署に対する 人材情報の提供や女性 委員任用の働きかけ等 を実施

女性委員の任用率はここ数年 上昇傾向にあるが、2017年4月 現在の任用率は28.5%と全国 的にみても低い状況であり、目 標の達成にはさらなる取組が 必要

取組の 拡充 任用率の向上に向けた新たな 取組の検討

- ・庁内の審議会等を所管する 部署から現状・課題を聞き取 り、原因を調査
- ・調査で明らかになった原因や 課題について具体的な対応 策を検討し、各局による女性 委員の任用を支援する新た な方策を検討

# 女性 の 活躍推進

#### 現状の都の取組

#### 都の取組に対する評価結果

#### 取組の方向性

あらゆる分野におけ る女性の活躍推進 の気運を高めるた め、「東京都女性活 躍推進大賞」の贈 呈などの普及啓発 を実施

「東京都女性活躍推進大 賞」の応募数は徐々に増 加しているが、女性が多い 医療・福祉分野など、応募 数が伸び悩んでいる分野 もある

取組の 拡充

#### 事業のあり方・事業効果の検証

- •「東京都女性活躍推進大賞」事業の開始 5年目にあたり、事業のあり方や事業効 果について検証
- ・他の表彰・認定事業との比較・検証を行 い、今後の事業展開を検討
- 検討にあたっては、国が進めている女性 活躍推進法施行後3年の見直しの内容 も勘案

# め の 普及 ス推進の

ウェブサイトの運営 や啓発冊子の配 布、セミナーやシン ポジウムの開催に より、ライフ・ワー ク・バランスの推進 に向けた普及啓発 を実施

- ・家事・育児の負担は依然 として妻に大きく偏り
- 世論調査によると都民の 約半数は男性の家事・育 児を当然とは思っておら ず、いまだ心理的な壁が 存在
- ・男性の具体的な行動につ なげるため、男性のみな らず女性を含む幅広い層 に向けた啓発が必要

#### 男性の家事・育児参画に向けた気運醸成

- 男性が家事・育児に参画する意義、都の 現状、家事・育児の実践方法や事例など をウェブサイトで発信
- サイトのデザインや内容を都民への訴求 力が高く関心を持ってもらえるものとなる よう工夫
- 未就学児を持つ夫の具体的な行動を促 すため、妻や親、上司など、社会全体の 意識改革に取り組む

取組の 拡充

#### (3)配偶者等暴力対策

#### 現状の都の取組

#### 都の取組に対する評価結果

#### 取組の方向性

# 相談

・パンフレットや カードの配布、都 の広報媒体など により、配偶者暴 力防止や相談窓 ロに関する啓発 を実施 ・配偶者等からの暴力の被害を 公的機関に相談した人はわず かで、潜在的な被害者が存在し ている可能性がある

・被害の深刻化を防ぐため、早期 の発見と相談につなげる取組 が必要 取組の 拡充

#### 関係機関と連携し、相談体制を充実

・東京都配偶者暴力対策ネットワーク 会議等により、庁内各局及び区市町 村、警察、医療関係者等との課題の 共有と連携を強化

・被害者が相談しやすい環境整備に向けたメール・SNSによる相談の導入については被害者の安全確保の観点から現時点では困難だが、社会状況の変化や技術面の進展等を注視しつつ引き続き検討

#### ・関係機関と連携 して相談事業を 実施

配偶者暴力は家庭という人目に ふれにくい場所で起きるため、被 害者の気づきが遅れたり被害が 潜在化する傾向があり、様々な 啓発を行っているが、相談窓口 の周知度は高くはない

取組の 拡充

#### 早期発見・早期相談につなげる効果 的な啓発

- ・パンフレットやカードなどの啓発資料 の効果的な周知方法について、被 害経験者の声を聞くなどにより検討
- ・日常業務で被害者を早期に発見し やすい立場にある医療関係者向け のマニュアルを改定・配布

啓発資料の作成・配布

79

#### 現状の都の取組

#### 都の取組に対する評価結果

#### 取組の方向性

# 区市町村支援

- ・区市町村相談員養 成講座、区市町村配 偶者暴力相談支援 センター機能の整備 に向けた働きかけ、 出前講座等を実施
- ・センター整備への支援の強化を国に提案

- ・区市町村配偶者暴力相談支 援センター機能整備は14団 体のみ
- ・区市町村へのアンケートでは、センターを設置していない理由は「専門の職員の配置が困難」、「運営費の確保が困難」「必要性がない」などが多く、設置に必要な支援としては「専門性を有する相談員の育成」が多い

## 都民に身近な相談窓口の整備促進

・配偶者暴力相談支援センター整備 による被害者支援の充実について 区市町村に啓発

- ・講座等の内容について、区市町村 の具体的なニーズを分析し、充実 に向けて検討
- ・その他の支援に対する区市町村 の要望を会議等で確認し、検討

・民間支援団体の施 設の安全対策、設備 等の充実、被害者へ の同行・自立支援、 普及啓発活動等の 事業について助成

被害者自立支援人 材養成事業の実施 民間団体は被害者支援において大きな役割を果たしているが、多くの団体が財政上の困難から事業の継続に不安を抱えており、支援の充実に対する強い要望がある

取組の 拡充

取組の

拡充

#### 民間支援団体の活動支援の充実

民間支援団体の運営の実情の把握 に努めるとともに、助成額の上乗せ など、更なる支援の充実を検討

# 参考資料

# 国連関係、国、東京都の主な動き①

	≪国連関係≫	<b>≪国≫</b>	≪東京都≫	
970年代	1975年6月(昭50)	1975年9月(昭50)		
	▶国際婦人年	<b>▶婦人問題企画推進本部設置</b>	1976年8月(昭51)	
	▶国際婦人年世界会議(メキシコシティ)		▶都民生活局婦人計画課設置	
	<b>▶</b> 「世界行動計画」採択	1977年1月(昭52)		
		▶国内行動計画策定(計画期間:昭和52~61年		
		度)		
		1977年10月(昭52)	1978年5月(昭53)	
	回国際婦人会議「平和・発展・平等」  ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	▶国内行動計画 前期重点目標発表	▶東京都婦人問題会議答申	
	差別撤廃条約			
◎婦人(	の社会的地位の向上			
			1978年11月(昭53)	
	1979年12月(昭54)		▶婦人問題解決のための東京都行動計画策定	
	<ul><li>女子差別撤廃条約、国連総会で採択</li></ul>		(計画期間:昭和54~60年度)	
80年代	1980年7月(昭55)	1980年7月(昭55)		
<b>▶</b> I	▶「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハー			
	ゲン)	◆女子差別撤廃条約署名		
	サブテーマ「雇用・健康・教育」			
	▶国連婦人の10年後半期行動プログラム採択			
	1981年2月(昭56)	1981年5月(昭56)		
	▶ILO総会「第156号条約」採択	▶国内行動計画 後期重点目標決定	1982年7月(昭57)	
	(家族的責任を有する労働者条約)		▶東京都婦人問題協議会答申	
	·			
			1983年1月(昭58)	
	婦人会議テーマ「雇用・健康・教育」		▶婦人問題解決のための新東京都行動計画策	
<b>凹</b> 男女	雇用機会均等法制定		「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラ	
		1985年5月(昭60)	(計画期間:昭和58~平成2年度)	
	1985年7月(昭60)	▶男女雇用機会均等法成立		
	「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)	1985年6月(昭60)		
	▶「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採		東京都婦人問題協議会報告 ト「男女平等の社会的風土づくり」1985年(昭60)	
	択	▶女子差別撤廃条約批准(72番目)	▶「35年等の社会的風工 J(り」 1985年(昭60) ▶「21世紀へ向けての新たな展開」 1987年(昭62)	
			▶「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」	
		1987年5月(昭62)	1987年(昭62)	
		▶西暦2000年に向けての新国内行動計画		
		(計画期間:昭和62~平成12年度)		

# 国連関係、国、東京都の主な動き②

990年代			≪東京都≫
	1990年5月(平成2)		
	▶ナイロビ将来戦略に関する第1回見直し	1991年5月(平成3)	1991年3月(平成3)
	(国連経済社会理事会)	▶西暦2000年に向けての新国内行動計画	<ul><li>女性問題解決のための東京都行動計画策定</li></ul>
		第一次改定(計画期間:平成3~7年度)	「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」
◎家族	的責任を有する労働者条約	▶育児休業法成立	(計画期間:平成3~12年度)
◎育児	休業・介護休業制度法制化		
		1992年12月(平成4)	1992年7月(平成4)
<b>/</b>		→婦人問題担当大臣設置	▶財団法人東京女性財団設立
	1993年12月(平成5)		
	▶国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する	1994年7月(平成6)	
	宣言」	終理府男女共同参画室設置	
		1995年6月(平成7)	
	1995年9月(平成7)	→家族的責任を有する労働者条約批准(23番目)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	▶第4回世界女性会議(北京)行動綱領採択	1995年10月(平成7)	1995年11月(平成7)
		▶介護休業制度を法制化	▶東京ウィメンズプラザ開館
		1996年12月(平成8)	東京都婦人問題協議会報告
<b>844</b>	0-> 20-> 1	▶男女共同参画2000年プラン	
	のエンパワーメント	(計画期間:平成12年度まで)	画の策定について」1990年(平成2)
	に対するあらゆる暴力の撤廃		▶「男女平等の社会的風土づくり」1993年(平成5) ▶「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」
◎男女	·共同参画社会基本法制定	1997年6月(平成9)	1995年(平成7)
		▶男女雇用機会均等法改正	▶「男女が平等に参画するまち東京」1998年(平成10)
		(セクハラ防止、ポジティブアクション等)	▶「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について 1998年(平成10)
			1230 (17000+(1700)
			1998年3月(平成10)
			▶男女平等推進のための東京都行動計画策定
		1999年6月(平成11)	「男女が平等に参画するまち東京プラン」
		▶男女共同参画社会基本法 成立・施行	(計画期間:平成10~19年度)

	_	
≪国連関係≫	≪国≫	≪東京都≫
2000年代 2000年6月(平成12)		2000年3月(平成12)
▶国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク		▶東京都男女平等参画基本条例成立・施行
	2000年12月(平成12)	
:	<b>看</b> ▶男女共同参画基本計画	
◎東京都男女平等参画基本条例制定	(計画期間(施策):平成13~17年度)	
◎配偶者暴力防止法制定	2001年1月(平成13)	
	▶内閣府男女共同参画局設置	2001年7月(平成13)
	2001年4月(平成13)	東京都男女平等参画審議会答申
	▶配偶者暴力防止法成立	「行動計画の基本的考え方」
	2001年11月(平成13)	
	▶育児·介護休業法改正	2002年1月(平成14)
	(勤務時間短縮等の対象子の年齢引上げ等)	▶男女平等参画のための東京都行動計画策定 (計画期間:平成14~18年度)
		2002年4月(平成14)
		▶配偶者暴力相談支援センタ−業務を開始
		2002年12月(平成14)
		▶財団法人東京女性財団解散
	2004年6月(平成16)	
	▶配偶者暴力防止法改正	2004年7月(平成16)
	(暴力に精神的暴力を含め、元配偶者も対象等)	▶東京都男女平等参画審議会調査審議報告
	2004年12月(平成16)	「配偶者暴力被害実態の把握・分析、対策」
	▶育児·介護休業法改正	
	(対象者拡大、育休期間延長等)	
2005年12月(平成17)	2005年12月(平成17)	2006年3月(平成18)
▶国連婦人の地位委員会	▶男女共同参画基本計画(第2次)	▶東京都配偶者暴力対策基本計画策定
「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	(計画期間(施策):平成18~22年度)	(計画期間:平成18~20年度)
	2006年6月(平成18)	2006年12月(平成18)
◎政策・方針決定過程への女性参画拡大	▶男女雇用機会均等法改正	▶東京都男女平等参画審議会答申
	(セクハラ対策の措置義務化等)	「行動計画改定にあたっての基本的考え方」
(2020年30%)	2007年7月(平成19)	2007年3月(平成19)
◎生活と仕事の調和	▶配偶者暴力防止法改正	▶男女平等参画のための東京都行動計画改定
(ライフ・ワーク・バランス)	(保護命令制度の拡充等)	(計画期間:平成19~23年度)
	2007年12月(平成19)	2008年2月(平成20)
	▶「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	▶東京都男女平等参画審議会調査審議報告
	憲章」及び「行動指針」策定	「企業実態に即したワーク・ライフ・バランス推進」
	2009年6月(平成21)	2009年3月(平成21)
	▶育児·介護休業法改正	▶東京都配偶者暴力対策基本計画策定 
	(子育て中の短時間勤務制度義務化等)	(計画期間:平成21~23年度)

	≪国連関係≫	≪国≫	≪東京都≫
010年代	2010年3月(平成22)		
	▶女性のエンパワーメント原則(WEPs)作成		
	2010年3月(平成22)		
	▶国連婦人の地位委員会	2010年12月(平成22)	
	「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	▶第3次男女共同参画基本計画	
	2011年1月(平成23)	(計画期間(施策):平成23~27年度)	
	▶ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの		
	ための国際機関(UN Women)発足		2012年1月(平成24)
			▶東京都男女平等参画審議会答申
			2012年3月(平成24)
•			▶男女平等参画のための東京都行動計画改定
		2013年6月(平成25)	(計画期間:平成24~28年度)
	2015年3月(平成27)	▶配偶者暴力防止法改正	▶東京都配偶者暴力対策基本計画改定
	▶国連婦人の地位委員会 「北京+20」(ニューヨーク)	(本拠共にする交際相手も対象等)	(計画期間:平成24~28年度)
	1000 - 2010 - 2010	2015年12月(平成27)	
	2015年9月(平成27)	▶第4次男女共同参画基本計画	
	▶国連サミット(ニューヨーク)	(計画期間(施策):平成28~32年度)	
	SDGs(持続可能な開発目標)		2016年2月(平成28)
	持続可能な開発のための2030アジェンダ採択	2016年3月(平成28)	▶「東京都女性活躍推進白書」策定
		▶育児·介護休業法等改正	
<u> </u>		(休暇取得単位の柔軟化等)	
		2016年4月(平成28)	
│◎持続	可能で多様性と包摂性のある社会 📗	▶女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	2017年1月(平成29)
◎女性	活躍推進法制定	(女性活躍推進法)施行	▶東京都男女平等参画審議会答申
<u></u>			2017年3月(平成29)
			▶東京都男女平等参画推進総合計画策定
		2018年5月(平成30)	「東京都女性活躍推進計画」策定
		▶政治分野における男女共同参画の推進に関する	「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定
		法律 成立・施行	(計画期間:平成29~33年度)
			(計画别间: 干风29~33年度)

# 東京都男女平等参画推進総合計画における数値目標

事業名	数値目標	目標年度	所管局
保育サービスの拡充	怪会开一尺了利用旧雷烈 /0.000人公捆	2016年度~ 2019年度末	福祉保健局
認定こども園の推進	設置数 154か所	2019年度	福祉保健局
セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	該当の研修について年1回は必ず開催	2021年度 (継続実施)	教育庁
子育てひろば機能の充実	地域支援又は利用者支援事業を行う子育で広場を62 区市町村で実施	2019年度	福祉保健局
学童クラブ事業の充実	登録児童数12,000人増(26年度比)	2019年度	福祉保健局
放課後における子供の居場所づくり	全小学校区で実施 (平成28年度現在1,216小学校区。中核市である八王子 市を除く。)	2019年度	教育庁
福祉のまちづくり事業の実施	エレベーター整備 16駅	2021年度	交通局
共助社会づくり推進事業	ボランティア行動者率40%	2020年度	生活文化局
東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	行政系の管理職に占める女性の割合20%	2020年度	総務局
審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率35%の早期達成	2021年度	各局
東京都職員「ワーク・ライフ・バランス」推進プラン(教育委員会)	教員系の管理職に占める女性の割合22%	2020年度	教育庁
消防団活動継続のための環境整備	特別区消防団員の充足率90%以上	2020年度	東京消防庁
都立高校における男女別定員制の緩和	31校	2021年度	教育庁
教職員への人権研修の実施	·教育管理職候補者研修(年1回) ·初任者研修(年1回) ·10年経験者研修(年1回) ·専門性向上研修(人権教育Ⅱ)(年2回)	2021年度 (継続実施)	教育庁
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	62区市町村	2019年度	福祉保健局
母子・父子自立支援プログラム策定事業	62区市町村	2019年度	福祉保健局
(1)サービス付き高齢者向け住宅の供給助成 (2)東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	28,000戸	2025年度	都市整備局

# 都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020年に向けた実行プラン~における政策目標

政策目標	目標年次	目標値
待機児童の解消	2019年度末	解消
保育サービス利用児童数	(ソロソロ)生 4 日)	6万人分増(2017年度から3年間)
ー 都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち福祉インフラ整備への活用が見込 まれる候補地を提供	2024年度末	30ha超
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築	2019年度	全区市町村
学童クラブのいわゆる待機児童の解消	2019年度末	解消
学童クラブ登録児童数	2019年度末 (2020年5月)	1万9千人分増 (2014年度から6年間)
放課後子供教室の設置	2019年度末	全小学校区※(2015年度設置数 1,112校区)※全小学校区1,286校区(2016年4 月時点)
子育て支援住宅認定制度に基づく認定住宅の戸数	2025年度	10,000戸
サービス付き高齢者向け住宅等の整備	2025年度末	2万8千戸(2016年度末18,653戸)
就学前の児童をもつ父親の家事・育児時間の増加	2024年度	3時間/日(2016年:121分/日)
「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ都民の割合	2020年度	70%(2015年:50.9%)
働き方改革の推進(働き方改革宣言企業)	2020年度	5,000社(2016~2020年度の5か年 (1,000社/年)
女性(うち25~44歳)の有業率の上昇	2022年	78%(2012年:71.3%)
都の支援による就職者(女性)	2020年度	11,500人
即の文版による就職名(文任)	2024年度	19,000人
高齢者(うち60~69歳)の有業率の上昇	2022年	56%(2012年:53.4%)
  都の支援による就職者(高齢者)	2020年度	16,500人
即の文版による別明石(同断石)	2024年度	27,000人
若者(うち20~34歳)の有業率の上昇	2022年	81%(2012年:78.2%)
  都の支援による就職者(若者)	2020年度	33,500人
即ツメ坂 -よる弘煕田(石日)	2024年度	54,000人
求職活動を行う不本意非正規を半減	2022年	83,000人(2012年:167,100人)
都の非正規対策による正規雇用化	2017年度	15,000人
ボランティア行動者率	2020年度	40%
都の支援により起業を目指す女性数	2020年度	750人/年

都は、男女平等参画に関する世論調査を5年に1回、配偶者暴力に関する実態調査を5年に1回実施し、計画の策定や施策の実施に活用している。

また、2014年には女性活躍推進に関する都民の意識調査を実施し、「東京都女性活躍推進白書」の作成及び「東京都女性活躍推進計画」の策定に反映させている。

文任// 政権には計画」の文化に及びらせている。							
調査件名	調査目的	調査対象	調査方法	調査報告 年月	過去の 調査年		
男女平寺参画  -関9 る世語調査  	用している。	上の男女個人 3,000標本 	<b>聰</b> 取法 	2015年11月	2010年 2001年		
	配偶者暴力相談の内容について 調査し、被害者・加害者の状況、 暴力の内容、求める援助等の実 態を把握する。	都の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた電話相談 (847件)、面接相談(74件)等	めい ( 専用の調査系により調				
	援·対応への意見·要望等を把 握する	配偶者暴力被害体験者	臨床心理士等の専門家によ る面接聞き取り調査		2003年 2008年		
	関係機関にアンケート調査を実		郵送配布•郵送回収	2015年3月			
女性の活躍推進に関する都民の意 識調査	東京における女性活躍の状況を つかむための様々な指標や、都 民の意識・実態を把握するため	19105 <i>を</i>	インターネット調査会社の登録モニターに対するウェブアンケート調査	2014年10月	なし		

都の取組の点検・評価を行うにあたり、他県等における男女平等参画・女性関係事業の実施状況との比較を行った。 広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供、苦情処理、交流促進、企業等との連係は、多くの都道府県・政令市にお いて実施している。

都道府県 政令指定都市	広報 啓発	表彰	講座	相談事業	情報収集 ・提供	苦情 処理	交流 促進	企業・NP O法人と の連係・ 働きかけ	国際交流 ・海外派 遣事業	調査研究
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0		0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0		0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0		0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0		
神奈川県	0		0	0	0			0		0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛知県	0	0	0		0	0	0	0		
大阪府	0		0	0	0	0	0	0		
兵庫県	0	0	0	0	0	0		0		
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		0
札幌市	0		0	0		0				
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0		0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0		0	0	0	0	0	0	0	0

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(2017年度)(内閣府)

<sup>\*</sup>都道府県は2017年10月1日現在の人口推計で上位10都道府県、政令指定都市は同上位5都市

#### ■ 広報啓発事業

広報啓発事業の実施状況を比較したところ、ウェブサイトによる普及啓発は多くの自治体が実施していた。また、都が作成していない、男女平等参画や女性の活躍推進に関する啓発資料を作成している自治体もみられた。

2017年度

都道府県 政令指定都市	啓発の方法	資料の概要
東京都	   啓発広報、ウェブサイト、啓発資料 	リーフレット(ライフ・ワーク・バランス) グッズ(女性活躍推進)
北海道	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	ロールモデル集
埼玉県	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	リーフレット・パンフレット(男女共同参画)
千葉県	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	情報誌(男女共同参画) リーフレット(女性の活躍推進)
神奈川県	ウェブサイト、啓発資料	冊子・ポスター(女性の活躍推進)
静岡県	ウェブサイト	-
愛知県	ウェブサイト、啓発資料	リーフレット(男女共同参画、女性の活躍推進)
大阪府	広報啓発、ウェブサイト	冊子(女性の活躍推進)
兵庫県	啓発広報、ウェブサイト	-
福岡県	ウェブサイト、啓発資料	手引き(女性の活躍推進)
札幌市	ウェブサイト、啓発資料	冊子(男女共同参画・小中学生向け)
横浜市	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	パンフレット、リーフレット(女性の活躍推進、DV防止、WLB推進)、グッズ(DV防止)
名古屋市	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	資料・リーフレット(男女平等参画・小中高校生向け)
大阪市	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	動画(イクボス)
福岡市	啓発広報、ウェブサイト、啓発資料	リーフレット(男女共同参画)、冊子(防災)

<sup>\*</sup>都道府県は2017年10月1日現在の人口推計で上位10都道府県、政令指定都市は同上位5都市

東京都商工会議所連合会

東京都商工会連合会

一般社団法人東京経営者協会

東京都中小企業団体中央会

一般社団法人東京工業団体連合会

東京中小企業家同友会

公益社団法人東京都医師会

公益社団法人東京都看護協会

東京都私立幼稚園連合会

東京都私立幼稚園PTA連合会

東京私立初等学校協会

東京私立初等学校父母の会連合会

一般社団法人日本私立大学連盟

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会

一般社団法人東京都小学校PTA協議会

東京都公立中学校PTA協議会

東京都公立高等学校PTA連合会

東京都公立高等学校定通PTA連合会

東京都特別支援学校PTA連合会

公益社団法人東京青年会議所

東京都商店街振興組合連合会

JA東京女性組織協議会

一般社団法人日本書籍出版協会

一般社団法人日本雑誌協会

日本労働組合総連合会東京都連合会

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

東京都生活協同組合連合会

公益社団法人被害者支援都民センター

国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

特定非営利活動法人NPOサポートセンター

東京ボランティア・市民活動センター

(32団体)

- 防災対策への男女平等参画の視点の反映を働きかけ
  - 都及び区市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルの確認などにより、地域における防災対策に 男女平等参画の視点を反映させるよう、関係部署や区市町村に働きかけている。

- 男女平等参画の視点に立った広報資料等の作成についての庁内周知
  - 広報資料等の作成にあたっては、男女平等参画の視点から適切な表現を用いるよう、庁内に注意喚起、 情報提供、助言などを行っている。

- 都主催のイベント等における託児保育サービスの提供促進
  - イベント等を開催する際は、子育て中の都民も参加しやすいように託児保育サービスを提供することを 庁内に働きかけている。(託児保育サービスの需要が著しく低いと思われるイベントなどを除く。)

配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置している。

また、推進部会と連携部会の2つの部会を置き、推進部会は、配偶者暴力対策基本計画事業の着実な推進を、連携部会は、 関係機関の連携促進をそれぞれ目的としている。

#### 配偶者暴力対策ネットワーク会議

〇 配偶者暴力対策の総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を 促進するとともに、中長期的な課題について検討する。

#### 《2018年度予定》

- ・「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」及び「医療関係者のための配偶者暴力被害者」改定・2019年度実施予定の実態 調査に係る意見交換、各部会における検討の報告など
- 2回程度開催

#### 配偶者暴力対策推進部会

○ 配偶者暴力対策、基本計画事業の着実な推進 事務局:生活文化局男女平等参画課

#### 《2018年度予定》

- ・2019年度実施予定実態調査について意見交換
- · 年3回開催予定

#### 配偶者暴力対策連携部会

○ 関係機関の連携の促進 事務局:東京ウィメンズプラザ

#### 《2018年度予定》

- ・ 各機関における現状の報告及び共通理解
- ・関係機関の連携のあり方と相談等の事例についての 総合的な検討
- · 3回程度開催予定

	議題
2015年度第1回	<ul><li>(1) 平成27年度東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議の運営体制等について</li><li>(2)「配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」について</li><li>(3) 連携部会平成26年度の報告について</li><li>(4) 東京都配偶者暴力対策基本計画の平成27年度事業実施予定について</li><li>(5) 参加機関における取組について(警視庁)</li></ul>
2015年度第2回	<ul><li>(1) 東京都配偶者暴力対策基本計画の平成26年度事業実施状況について</li><li>(2) 東京都配偶者暴力の相談等件数の推移について</li><li>(3) 参加機関における取組について (東京ウィメンズプラザ・東京都女性相談センター)</li><li>(4) 支援現場からの報告~江東区配偶者暴力相談支援センターの取組</li></ul>
2015年度第3回	<ul><li>(1) 配偶者暴力対策連携部会からの報告</li><li>(2) 区市町村事業調査の結果概要について</li><li>(3) 配偶者暴力対策に関する主な取組</li><li>(4) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について(総務局人権部)</li><li>(5) 東京都配偶者暴力対策基本計画の改定について</li><li>(6) 計画改定に向けた平成28年度ネットワーク会議のスケジュールについて</li></ul>
2016年度第1回	<ul><li>(1) 平成28年度東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議の運営体制等について</li><li>(2) 「配偶者暴力対策基本計画」の改定について</li><li>(3) 東京都配偶者暴力対策基本計画の平成27年度事業実績状況について</li><li>(4) 参加機関における取組について</li></ul>
2017年度第1回	(1)「東京都男女平等参画推進総合計画」について (2) 平成29年度東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議の運営体制について (3) 参加機関における取組について
2017年度第2回	<ul><li>(1)「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」について</li><li>(2) 区市町村事業調査の結果概要について</li><li>(3) 配偶者暴力対策連携部会からの報告</li><li>(4) 平成30年度 東京ウィメンズプラザ事業予定</li><li>(5) 参加機関の取組報告</li></ul>

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2015年度第1回	<ul><li>(1) 平成27年度東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議及び推進部会について</li><li>(2) 東京都配偶者暴力対策事業の平成26年度の実施状況について</li><li>(3) 東京都配偶者暴力対策事業の平成27年度の実施予定について</li><li>(4) 次期計画策定に向けた中長期的な課題について</li></ul>
2015年度第2回	(1) 東京都配偶者暴力対策基本計画の改定について (2) 計画改定に向けた平成28年度ネットワーク会議のスケジュールについて (3) 区市町村調査の結果について
2016年度第1回	(1) 平成28年度東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議及び推進部会について (2)「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定について
2017年度第1回	<ul><li>(1) 平成29年度東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議及び推進部会について</li><li>(2) 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」等の改定について</li><li>(3) 「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定について</li></ul>
2017年度第2回	(1)「配偶者暴力被害者支援基本プログラム(素案)」について (2) 平成29年度配偶者暴力対策ネットワーク会議等のスケジュールについて
2017年度第3回	(1)「配偶者暴力被害者支援基本プログラム(最終案)」について (2)「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」改定スケジュールについて

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2015年度第1回	(1) 平成27年度配偶者暴力対策連携部会の運営体制及び検討事項について (2) 関係機関との連携に関する事例検討について
2015年度第2回	(1) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援の紹介 (2) 警察における主な被害者支援の取組みについて (3) 関係機関との連携に関する事例検討
2016年度第1回	(1) 平成28年度配偶者暴力対策連携部会の運営体制及び検討事項について (2) 関係機関との連携に関する事例検討について
2016年度第2回	(1) 関係機関との連携に関する事例検討 (2) 警察におけるSNSに係る被害の現状について (3) 盗難防止アプリの危険性及び対応策について
2017年度第1回	(1) 平成29年度配偶者暴力対策連携部会の運営及び検討事項について (2) 関係機関との連携に関する事例検討について
2017年度第2回	(1) 関係機関との連携に関する事例検討について (2) JKビジネスの被害防止啓発等について

総務局人権部被害者支援連携担当課長 福祉保健局保健政策部保健政策課長 福祉保健局生活福祉部計画課長 福祉保健局高齢社会対策部認知症対策担当課長 福祉保健局少子社会対策部計画課長 東京都児童相談センター事業課長 福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 東京都女性相談センター所長 東京都女性相談センター多摩支所長 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長 産業労働局雇用就業部計画調整担当課長 都市整備局都営住宅経営部管理制度担当課長 教育庁総務部人権教育調整担当課長 警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長 特別区女性政策主管課長会代表 市町村男女平等参画施策担当主管課長会代表 特別区福祉事務所長会代表 東京都市生活保護担当課長会代表 特別区児童主管課長会代表 東京都市子育て関連担当主管課長会代表

特別区保健所保健予防課長会代表 東京都保健所保健対策関係課長会 特別区教育委員会指導室課長会代表 東京都市管理指導室課長会代表 東京地方裁判所代表 東京地方検察庁代表 東京入国管理局代表 東京弁護士会代表 第一東京弁護士会代表 第二東京弁護士会代表 東京都医師会代表 日本司法支援センター代表 東京都人権擁護委員連合会代表 東京都民生児童委員連合会代表 東京ウィメンズプラザ所長 生活文化局男女平等参画担当部長 生活文化局都民生活部男女平等参画課長

#### 配偶者暴力対策推進部会

生活文化局都民生活部男女平等参画課長

総務局人権部人権施策推進課課長代理(被害者支援連携担当)

福祉保健局保健政策部保健政策課課長代理(地域保健担当)

福祉保健局生活福祉部保護課課長代理(保護担当)

福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課課長代理(認知症支援担当)

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課課長代理(児童相談所運営担当)

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課課長代理(母子保健担当)

福祉保健局少子社会対策部育成支援課課長代理(女性福祉担当)

東京都女性相談センター課長代理(相談担当)

東京都女性相談センター課長代理(事業担当)

東京都女性相談センター多摩支所課長代理(相談担当)

東京都児童相談センター事業課課長代理(事業担当)

福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課課長代理(精神保健担当)

東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課課長代理(相談担当)

東京都立小児総合医療センター心理・福祉科主任

産業労働局雇用就業部調整課課長代理(計画担当)

都市整備局都営住宅経営部経営企画課課長代理(管理企画担当)

教育庁総務部教育政策課課長代理(人権教育調整担当)

|警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室規制係長

東京都保健所地域保健課長代理会代表

東京ウィメンズプラザ課長代理(相談担当)

#### 配偶者暴力対策連携部会

東京ウィメンズプラザ所長

総務局人権部人権施策推進課課長代理(被害者支援連携担当)

東京都児童相談センター相談援助課課長代理(児童福祉第三担当)

東京都女性相談センター課長代理(相談担当)

東京都女性相談センター多摩支所課長代理(相談担当)

東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課課長代理(相談担当)

病院経営本部都立病院医療相談担当者会代表

教育庁総務部教育政策課課長代理(人権教育調整担当)

特別区女性政策主管課長会代表主管相談担当係長

市町村男女平等参画施策担当主管課長会代表主管相談担当係長

特別区福祉事務所長会代表所管母子·婦人相談員

東京都市生活保護担当課長会代表所管母子·婦人相談員

特別区児童主管課長会代表担当係長

東京都市子育て関連担当主管課長会代表担当係長

特別区保健所保健予防課長会代表区保健所担当係長

東京都保健所地域保健課長代理会代表

警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室規制係長

生活文化局男女平等参画課課長代理(企画調整担当)

- 東京都女性活躍推進大賞
- 女性が輝くTOKYO懇話会 様々な分野で活躍するゲストと知事が、女性の活躍推進を広く発信・提言
- 都民向け広報キャンペーン 動画コンテンツ、ポスター等を製作し、交通広告、デジタルサイネージ等により広報
- 東京都女性活躍推進ポータルサイト 女性の活躍推進に関連する情報を総合的に発信
- ロゴマークを活用したPR 女性活躍推進のシンボルとして都が利用するほか、都民・事業者への周知・利用承認により、その活動を促進
- 女性も男性も輝くTOKYO会議 太鼓判事業の認定 都民・事業者が実施する女性の活躍推進に向けた取組を認定
- 啓発グッズの作成・配布 ロゴマークを使用した啓発グッズをイベント等で配布
- 女性の活躍推進のためのセミナー 働く女性の就業継続や起業を応援するセミナー・交流会、講演会を開催

#### ■ 女性が輝くTOKYO懇話会

<目 的>

様々な分野で活躍するゲストと知事が、女性の活躍推進に向けて広く発信・提言

#### 【2017年度開催概要】

- <テーマ> 働く前から考えるキャリアデザイン
- <ゲスト> 企業でリーダーとして活躍している女性 日産自動車株式会社 専務執行役員 星野朝子氏 P&Gジャパン株式会社 企業広報担当マネージャー 山下浩子氏

#### く主な発信内容>

「キャリアデザインのポイントは自分をよく知ること、正しい情報収集、 柔軟な判断」

「ダイバーシティは経営戦略である」

「女性の力を生かすことでさらに社会が成熟する」

<発信方法> 一般参加、インターネット中継、SNS、東京動画、ウェブサイト

# 生が輝くTOKYO 即話会

#### 【2018年度開催概要】

- <テーマ> あらゆる場における女性の活躍推進
- <ねらい> あらゆる分野で女性がその感性や発想を生かして活躍することは、社会全体の活力を高め、誰もがいきいきと暮らすダイバーシティの実現につながる。

本年度は女性が少ない業種で活躍する女性を招いて3回程度開催し、働く女性や、これからキャリアを考える女性に向けて、様々な業種で働く魅力や身近なロールモデルの事例を発信するとともに、企業に向けて、他社の先進的な取組や課題について情報を提供する。

- <ゲスト> 女性が少ない業種で活躍する女性 (建設業など)
- <発信方法> インターネット中継、SNS、東京動画、ウェブサイト、関係業界等との連携による発信

#### ■ 都民を対象とする広報キャンペーン

概  要	実績 (2017年度)
○広〈都民に向け、女性活躍の気運醸成を図ることを目的として実施 ○動画コンテンツ、ポスター等を製作し、ポスターの駅貼り、 電車内中吊り、デジタルサイネージ、トレインチャンネル等により 広報展開	〈ポスター〉 都営地下鉄101駅に掲出 都営地下鉄4路線で中吊り掲出 〈動画(15秒)〉 山手線、中央線、埼京線等9路線で放映 新宿西口等のデジタルサイネージに掲出 ※いずれも期間は1週間 ※上記のほか、東京都女性活躍推進ポー タルサイト、東京動画に掲載

#### ■ 東京都女性活躍推進ポータルサイト

概  要	実績 (2017年度)
〇女性の活躍推進の気運を一層醸成するため、関連する情報を 総合的に発信するウェブサイト	<トップページ閲覧数> 8月 959 12月 1,068 9月 999 1月 1,091
○当初、ウェブサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の一部として 運営していたが、2017年7月に独立させ全面リニューアル	10月 899 2月 883 11月 1,253 3月 923

### ■ ロゴマークを活用したPR

概要	実績
<ul> <li>○女性活躍推進のシンボルとして、都民、事業者に広く周知し、活動を促すことを目的として2014年度に作成</li> <li>○東京都が使うほか、以下の場合に、都の利用承認を受けて利用することが可能(2015年度~)</li> <li>①都内区市町村が女性活躍推進に係る事業等で利用する場合</li> <li>②女性も男性も輝くTOKYO会議構成団体又は構成団体所属の企業・団体等が女性活躍推進に係る事業等で利用する場合</li> <li>③東京都女性活躍推進大賞の表彰を受けた団体又は個人が利用する場合</li> <li>④その他都が女性の活躍推進に係る事業と認めた場合</li> </ul>	<利用承認実績> 累計29件 2015年度 10件 2016年度 4件 2017年度 12件 2018年度 3件 ※6月末現在  <利用承認の内訳> 都内区市町村 3件 女性も男性も輝〈TOKYO会議構成団体等 19件 東京都女性活躍推進大賞受賞者 7件
【女性活躍推進ロゴマーク】 東京で輝く、 自分らしく。	

#### ■ 女性も男性も輝くTOKYO会議 太鼓判事業の認定

概要	実績	
<ul> <li>〇女性の活躍推進の気運醸成を図るため、都民・事業者が実施する女性の活躍推進に向けた取組を、女性も男性も輝くTOKYO会議 太鼓 判」事業として認定</li> <li>※2014年度 事業開始</li> <li>※2017年度から、会議体の再編に伴い事業名を変更(旧名称:「東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業)</li> </ul>	<認定事業数>     2014年度    25事業     2015年度    11事業     2016年度    4事業     2017年度    3事業     2018年度    1事業    ※6月末現在	

#### ■ グッズの作成・配布

概要	実績(2017年度)		
〇ロゴマークの知名度を浸透させると共に女性の活躍推進を広く	クリアファイル		
都民にアピールするため、ロゴマークを使用したグッズを作成し、	ノック式ボールペン		
都、区市町村等における様々なイベント等の機会で配布	テープのり		

#### ■ 女性の活躍推進のためのセミナー

#### 働く女性支援講座

働く女性の就業継続や起業を応援するため、仕事と家庭の両立やキャリアアップに向けたセミナー・交流会等を実施している。 また、働く女性が助言を受けられる機会を作り、精神的負担を軽減する講演会を開催している。

年度	就業継続アシストセミナー	就業継続アシストセミナー	働く女性のメンタルヘルス講座
2015	4 (115)	4 (115)	1 (104)
2016	4 (143)	4 (143)	1 (184)
2017	4 (140)	4 (140)	1 (183)

- ※ 単位:回(カッコ内は参加人数)
- ※ 講座の名称は2017年度の名称であり、平成28年度以前は名称の異なる同趣旨の事業について掲載した。

## 女性の活躍推進事業

【2017年度働く女性のメンタルヘルス講演会】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
川 もなもな をおかたしいし かえる 働く私(ハヤルノンネンメントー	2018年2月23日(金) 19:00-20:30	183名	都内で働いている女性、女性の メンタルヘルス支援に携わる方	松井 知子 (杏林大学保健学部教授)

#### 【2016年度働く女性のメンタルヘルス講演会】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
リルババグガル 気 つず ストレスとつまく つずあつに ロコ	2017年2月24日(金) 19:00-20:30	184名	都内で働いている女性、女性の メンタルヘルス支援に携わる方	高山 直子 (NPO法人サポートハウスじょむカウンセラー)

#### 【2017年度働〈女性の交流事業】 \*委託事業

就業継続アシストセミナー

が未極続アンストセミナー					
テーマ	日時	参加数	対象	講師	
第1回 いま、働く女子がやっておくべきお金のこと&わたしのこと	2017年8月27日(日) 13:30-16:00	36名		中村 芳子 (有限会社アルファアンドアソシエイツ 代表取締役 ファイナンシャルプランナー)	
第2回 ママだからこそ!戦略的に仕事も家庭も楽しむ!	2017年9月23日(土) 13:30-16:00	30名	仕事と子育てを両立して働	浜田 敬子 (BUSINESS INSIDER JAPAN統括編集長 前AERA 編集長))	
第3回 働くママも子供もハッピーになる、両立ライフを考える	2017年10月21日 (土)13:30-16:00	36名	き続けたい女性	堀江 敦子 (スリール株式会社代表取締役)	
第4回 不安を解消!管理職を目指すあなたに伝えたいこと	2017年12月2日(土) 13:30-16:00	38名		森本 千賀子 (株式会社リクルートエグゼクティブエージェント エグゼク ティブコンサルタント)	

#### 【2016年度働く女性のための支援事業】 \*委託事業

働く女性の応援プログラム(わたしらしい、働き方。わたしらしい、子供の育て方。~)

テーマ	日時	参加数	対象	講師
第1回 将来、ママになってもきちんと働きたい!	2016年10月29日(土) 13:30-16:30	10名		白河 桃子 (少子化ジャーナリスト・相模女子大学客員教授)
第2回 ママになったけど、キャリアもちゃんと歩みたい!	2016年10月30日(日) 13:30-16:30	34名		白河 桃子 (少子化ジャーナリスト・相模女子大学客員教授)
第3回 ママになっても目指せる!女性管理職。	2016年11月6日(日) 13:30-16:30	31名		田中 美和 (株式会社Waris代表取締役・共同創業者)
第4回 働くママも子供もハッピーになる"教育"を考えよう!	2016年11月20日 (日)13:30-16:30		仕事と子育てを両立して働 き続けたい女性	堀江 敦子 (スリール株式会社代表取締役)
第5回 交流会	2016年12月4日(日) 13:30-16:30	40名	き続けたい女性	<ul><li>白河 桃子</li><li>(少子化ジャーナリスト・相模女子大学客員教授)</li><li>田中 美和</li><li>(株式会社Waris代表取締役・共同創業者)</li><li>堀江 敦子</li><li>(スリール株式会社代表取締役)</li></ul>

#### 【2017年度働く女性の交流事業】

起業スタートセミナー

テーマ	日時	参加数	対象	講師
第1回 低リスクで始める起業 「好き」×「手の届く場所」で夢をかなえる	2018年1月27日 (土)13:30-16:00	※講師急 病のため 中止	起業に関心のある女性	滝岡 幸子 (ひとり起業塾主宰・中小企業診断士)
第2回 めざせ、起業! 社会課題の解決と事業成長の両立 アイデアをビジネスプランに	2018年2月4日 (日)13:30-16:00	43名		甲田 恵子 (AsMama代表)

#### 【2016年度起業女子全力応援交流会】

起業スタート講座(私らしさ、私だからできることを目指す)

テーマ	日時	参加数	対象	講師
トーク講座① 先輩に聞く!アイデアや趣味を起業につなげる秘訣	2017年1月19日 (木)13:00-15:00			石田 彩(株式会社Lapis Lazuli代表取締役) 東 園絵(株式会社ウナギトラベル代表取締役)
トーク講座② 先輩に聞く! 人を雇用できる事業に育てる秘訣	2017年1月28日 (土)10:00-12:00	24名	収益力ある起業を目指す女性	南 まゆ子(株式会社アイエフラッシュ代表取締役) 井上 ゆき子(Cerca Travel株式会社代表取締役)
SNS活用講座 SNSを利用した起業/マーケティングのコツ	2017年2月2日 (木)19:00-20:30	29名	SNSをより活用して交流したい 女性	横田 響子(女性社長. Net)ほか
キャリア棚卸講座 自分のキャリアを活かしきる	2017年2月16日 (木)19:00-20:30	22名	社会人経験5年以上、キャリア の棚卸をしたい女性	木内 宏美(株式会社チェンジメーカーズ)ほか
ブラッシュアップ講座 皆で起業に向けたアイデアをブラッシュアップ	2017年2月25日 (土)13:00-15:00	27名		林 紗矢香(Lyrique代表)
交流会 参加者・ゲスト合同交流会「横のつながりを作る」	2017年2月25日 (土)15:20-17:00	32名		秋山 直美 (株式会社Cook Art代表取締役) 南 まゆ子 (株式会社アイエフラッシュ代表取締役) 林 紗矢香 (Lyrique代表) 横田 響子 (女性社長. Net) 木内 宏美 (株式会社チェンジメーカーズ)

概要	実績(2017年度)	
〇将来、社会の担い手となる若者が、ライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識し、就職前後の早い時期からキャリアデザインを考えることができるよう、授業やセミナー等で活用できる「キャリアデザインコンテンツ」を作成し、ウェブサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」に掲載  <内容> 「学生生活におけるキャリアデザイン」 「キャリアの多様性を知ろう」 「働き始めてからのトラブルに備えて」 「ライフ・ワーク・バランスについて学ぼう」 など全15回分		

## 【2017年度男性のための講座の開催】

パートナーシップセミナー

テーマ	日時	参加数	対象	講師
第1回 「パパのトリセツ」×「ママのトリセツ」 育児中の夫婦の行き違いを乗り越えるためのパートナーシップ講座	2017年9月9日(土) 13:30-16:00	44名		おおた としまさ (育児・教育ジャーナリスト、心理カウンセラー) 山本 ユキコ (心理学博士、子育てフィロソフィ代表)
第2回 ふたりのハッピー♪を築くために 相手も自分も大切にする自己実現(アサーション)	2017年10月15日 (日)13:30-16:00	30名	夫婦又はカップル	森川 早苗 (株式会社えな・ヒューマンサポート代表取締役) 野末 武義 (明治学院大学心理学部心理学科教授)
第3回 泣いて笑って~ともに支えあう関係づくりのためにできる○つのこと	2017年11月12日 (日)13:30-16:00	37名		中村 シュフ (主夫芸人)

【パパママサミット2017】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
<ul> <li>(やさしさ+想像力) × 行動 = 納得のパートナーシップ ~我が家流 ライフ・ワーク・バランスをさぐる~</li> <li>第1部 基調講演 「働いて、家族と生きる」</li> <li>第2部 パネルディスカッション 「今日からできる納得のパートナーシップ ~家事も仕事も 子育ても~」</li> </ul>	2017年11月25日 (土)13:30-16:00	157名	都内在住・在勤・在学の 方	小島 慶子 (タレント、エッセイスト) 瀬治山 角 (東京大学教授) 堀込 泰三 (在宅翻訳家、秘密結社主夫の友CEO) 治部 れんげ (ジャーナリスト、昭和女子大学研究員)

# ライフ・ワーク・バランス推進のためのセミナー・シンポジウム

### 【2016年度男性育児参画事業】 \*委託事業

パパの育児応援塾~実践編~(いい父親ではなく「笑っている父親」になろう!)

テーマ	日時	参加数	対象	講師
第1回 子供との関わり方を探求しよう	2016年10月12日 (水)18:30-20:40	24名		小崎 恭弘 (大阪教育大学教育学部准教授)
第2回 男性の育児参画が経済成長に繋がるわけ	2016年10月28日 (金)18:30-20:40	24名	(株式会社東レ経営研究所ダ	塚越 学 (株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス推進部上席シニアコンサルタント)
第3回 経営者から見た男性の育児参画	2016年11月18日 (金)18:30-20:40	28名	子育て中のパパ、プレパパ (都内在住・在勤)	青野 慶久 (サイボウズ株式会社代表取締役社長)
第4回 子供が憧れる理想の夫婦になるため (夫婦参加可)	2016年12月3日 (土)13:30-15:40	38名	(部内住住•住到)	林田 香織 (ロジカル・ペアレンティングLLP代表)
第5回 たたかない子育てとは? (夫婦参加可)	2016年12月17日 (土)13:30-15:40	28名		高祖 常子 (育児情報誌miku 子育てアドバイザー)
交流会 イキメンになろう!パパ友ネットワーク交流会	2016年12月23日 (土)13:30-16:00	56名		安藤 哲也 (NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事)ほか

#### 【2016年度男性介護参画事業】 \*委託事業

男性の介護参画支援事業 変わる・変える・男性の介護(働くすべての人がいきいきと仕事を続けるために)

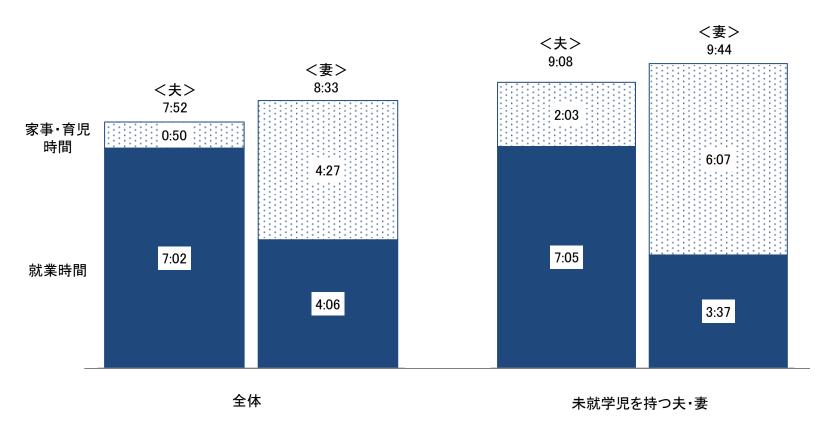
テーマ	日時	参加数	対象	講師
第1回 「他人ごと」ではない「自分ごと」の介護とは?	2017年1月21日 (土)13:30-16:30		介護に携わることに悩みや 不安を抱えている男性及び その家族(都内在住・在勤)	酒井 穣 (株式会社BOLBOP代表取締役、事業構想大学院大学特任教授、NPOカタリバ理事)、奥田浩美(株式会社ウィズグループ代表取締役、株式会社たからのやま代表取締役)
第2回 大切な人との時間 あとどのくらい?	2017年1月28日 (土)13:30-16:30			中村 明澄(医療法人社団澄乃会向日葵ホームクリニック院長、在宅医療専門医・家庭医療専門医、ケアマネージャー)、堤 円香(向日葵ホームクリニック事務長・相談員、筑波大学医学医療系非常勤講師)

#### 【2016イクメンサミット】 \*委託事業

テーマ	日時	参加数	対象	講師
「イクメンサミット ~フツメンがイクメンになるために~ 」 第1部 基調講演 「男が家事・育児、いいじゃないか!」 第2部 パネルディスカッション 「東京のフツメンがイクメンになるために」	2016年11月26日 (土)13:30-16:00	151名	都内在住・在勤・在学の方	田中 俊之 (武蔵大学社会学部助教)、青野 慶久 (サイボウズ株式会社代表取締役)、安藤 哲也 (NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事)、セインカミュ (タレント)、水無田 気流 (社会学者、國學院大學経済学部教授)、田中 和子 (リーママプロジェクトリーダー)

共働きの家庭(\*1、2)でも、就業時間は夫の方が長い。 他方、就業時間と家事・育児時間を足すと、妻の方が長い。

(東京都、2016年)

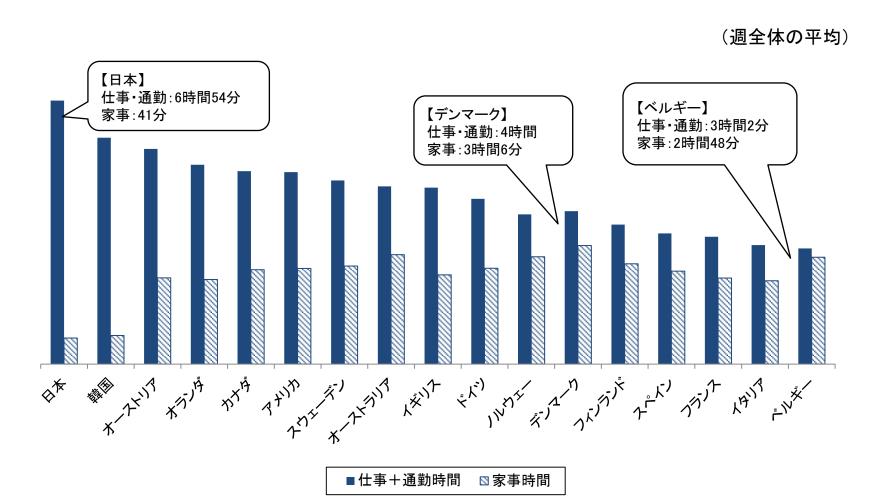


\*1:「夫が有業で妻も有業」である夫・妻の就業時間、家事・育児時間を集計

\*2:「有業」には、育児休業中も含まれる。

資料:社会生活基本調査(2016年 総務省)

日本の男性は、他の先進諸国と比較して、仕事+通勤時間が長く、家事時間(\*)は短い。



\*家事時間には、家事、買い物、育児・介護、ボランティア、それらに伴う移動の時間が含まれる。 資料: Balancing paid work, unpaid work and leisure (2018 OECD)

#### 【2017年度配偶者暴力防止(DV)講演会(配偶者暴力相談支援センター事業)】

テーマ	日時	参加数	講師
「配偶者暴力(DV)と子供 〜知って、気づいて、行動するために〜」 ・DVが及ぼす子供の心身への影響とケア ・児童相談センター・相談所におけるDV家庭の子供への支援	2017年10月14日(土) 13:30-16:00 *瑞穂町	51名	加茂 登志子 (元東京女子医科大学附属女性生涯健康センター所長) 東京都児童相談センター職員
「それも配偶者暴力(DV)です ~見えない暴力(モラル・ハラスメント)に気づくために~」 ・暴力はふるわれていない、なのになぜ苦しいの? ・傷つきからの回復のために、まず知っておきたいこと	2018年2月17日(土) 13:00-16:30	161名	西山 さつき (NPO法人レジリエンス 副代表) 東京都女性相談センター職員

#### 【2016年度配偶者暴力防止(DV)講演会(配偶者暴力相談支援センター事業)】

テーマ	日時	参加数	講師
	2016年10月16日(日) 13:15-16:30 *西東京市		信田 さよ子 (原宿カウンセリングセンター所長、臨床心理士) 露木 肇子 (弁護士)
「心の傷からの回復をめざして」 ・心の傷からの回復~被害の影響と治療の最新動向 ・私が歩んだ回復の道のり~自分にあった方法をみつけるために	2017年2月18日(土) 13:00-16:30		小西 聖子 (武蔵野大学心理臨床センター長、精神科医) 野原 沙希 (NPO法人アーシャ代表)

## 【2015年度配偶者暴力防止講演会(配偶者暴力相談支援センター事業)】

E   WHO II H MAYO IN II IN AND II H MAYO I H MAYO I			
テーマ	日時	参加数	講師
「配偶者暴力による"心の傷"とケア」 ・DVがもたらす"心の傷"一回復に向けて ・これだけは知っておきたい法律のしくみと相談先	2015年9月26日(土) 13:00-15:30 *府中市	120名	加茂 登志子 (東京女子医科大学附属女性生涯健康センター所長) 東京ウィメンズプラザ職員
「支援の現場から見たDV ~被害者の安全、回復のための加害者対応を知る~」 ・被害者支援と加害者対応~カウンセリングの経験から ・DVとストーカーへの警察の対応	2016年2月6日(土) 13:00-16:00	216名	信田 さよ子 (原宿カウンセリングセンター所長) 警視庁ストーカー対策室職員

# 配偶者等暴力対策 区市町村支援(講座・研修)

## 【2017年度区市町村相談員養成講座】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」 ・女性活躍推進と女性の生き方〜多様性と格差 ・女性相談の視点〜担当者としておさえておきたいこと ・東京ウィメンズプラザにおける相談事業について	2017年6月16日 (金)13:00-16:50	58名	た を を は を は に に に に に に に に に に に に に	岩間 暁子(立教大学社会学部教授) 新堀 由美子(男女共同参画センター横浜) 東京ウィメンズプラザ職員
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」 ・安心感を伝える相談対応の基本を学ぶ	2017年6月23日 (金)10:00-16:15	47名	経験年数 2年以下	池田 ひかり (明治学院大学ハラスメント相談室カウンセラー)
(後期)「相談員・職員のための実践講座」 ・生きづらさの支援のために(1) ~性的少数者への理解と適切な対応	2018年2月19日 (月)10:30-12:00	42名		原 ミナ汰 (NPO法人共生社会をつくるセクシャル・マイノリティ支援全国ネット ワーク 代表理事)
(後期)「相談員・職員のための実践講座」 ・生きづらさの支援のために(2) ~依存する心を理解し寄り添う	2018年2月19日 (月)13:15-16:30	48名		山本 由紀 (遠藤嗜癖問題相談室室長、上智社会福祉専門学校選任教員)

#### 【2016年度区市町村相談員養成講座】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」 ・女性相談と相談員の役割ー当事者によりそった支援のために ・よりそい関係性をはぐくむためにーアサーティブなコミュニケーションとは ・東京ウィメンズプラザにおける相談事業について	2016年5月20日(金) 13:15-16:45	67名		小柳 茂子(相模女子大学人間社会学部教授) 東京ウィメンズプラザ職員
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」	2016年5月26日(木)	50名	経験年数	松田 知恵
・これだけは押さえておきたい相談の基本	10:00-12:00		2年以下	(心理カウンセラー)
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」	2016年5月26日(木)		経験年数	松田 知恵
・エンパワメントにつながる相談	13:15-16:15		2年以下	(心理カウンセラー)
(後期)「相談員・職員のための実践講座」 ・職場におけるハラスメントー現状と課題 ・連携先として知っておく「労働相談」	2016年10月5日(水) 10:00-12:30	24名	経験年数 不問	中野 麻美 (弁護士、NPO法人派遣労働ネットワーク理事長) 東京都労働相談情報センター職員
(後期)「相談員・職員のための実践講座」	2016年10月5日	12名	経験年数	高山 直子
・現場での相談スキルを磨くーハラスメントが背景にある相談を中心に	(金)13:45-16:45		1年以上	(NPO法人サポートハウスじょむカウンセラー)
(後期)「相談員・職員のための実践講座」	2016年10月21日	12名	経験年数	高山 直子
・現場の"困った"をスキルアップの"タネ"にする	(金)13:00-16:30		1年以上	(NPO法人サポートハウスじょむカウンセラー)

# 【2015年度区市町村相談員養成講座】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」 【講義】・発見されない貧困 女性の貧困とは?-女性相談の背景を知る ・東京ウィメンズプラザにおける相談事業について	2015年5月22日 (金)13:15-16:45		在駅午数	遠藤 智子 (一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長) 東京ウィメンズプラザ職員
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」	2015年5月29日	41名	経験年数	池田 ひかり
【演習 *入門】・相談員として必要なことー基本の"き"から	(金)10:00-16:00		1年未満	(明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター)
(前期)「相談員・職員のための基礎講座」	2015年6月1日(月)		経験年数	平川 和子
【演習 *基礎】・相談の実際-現場での困った!?に応えて	10:00-16:00		2年以下	(NPO法人FTCアドボカシーセンター理事長)
(後期)「より良い相談環境を築くために一相談現場の相談員・職員に向けて」 【講義】・グリーフ(深い悲しみ)を理解する一相談現場の職員として知っておく べきこと・"組織として"相談を受ける一その意義とは	2015年10月2日 (金)13:20-16:30	60名	経験年数	水澤 都加佐 ((株)アスク・ヒューマン・ケア取締役研修相談センター所長) 鈴木 秀洋 (文京区男女協働・子ども家庭支援センター担当課長)
(後期)「より良い相談環境を築くために一相談現場の相談員・職員に向けて」	2015年10月9日		経験年数	水澤 都加佐
【演習①】・グリーフワーク(ケア)に焦点をあてて一相談者と相談員自身のケアのために	(金)10:00-16:15		2年以上	((株)アスク・ヒューマン・ケア取締役研修相談センター所長)
(後期)「より良い相談環境を築くために一相談現場の相談員・職員に向けて」	2015年10月14日		経験年数	熊谷 珠美
【演習②】・スキルアップを図るために一ピアスーパービジョンを活用して	(水)10:00-16:15		2年以上	(ハートカウンセリングセンター代表・臨床心理士)

# 【2017年度コーディネート研修】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(前期)「配偶者暴力被害者支援のコーディネート〜関係機関との連携強化〜」 【講義①・ワーク】・DV被害をめぐる機関連携の強化	2017年7月10日 (月)13:00-14:40	15名		東京ウィメンズプラザ職員
(前期)「配偶者暴力被害者支援のコーディネート〜関係機関との連携強化〜」 【講義②】・法テラス東京と法テラス東京法律事務所ー違いと活用法	2017年7月10日 (月)14:40-16:40	28名		川澄 馨子 (弁護士) 福元 温子 (弁護士)
	2017年8月23日 (水)13:00-13:35	28名		東京都生活文化局男女平等参画課職員
(後期)「DV被害者支援に必要な専門知識と連携のポイント~適切に支えるために~」 【講義②・報告】・配偶者暴力相談支援センター機能整備の現状	2017年8月23日 (水)13:40-14:50	28名		東京ウィメンズプラザ職員 茶谷 有紀子 (荒川区子育て支援部子育て支援課ひとり親女性福祉係長)
(後期)「DV被害者支援に必要な専門知識と連携のポイント~適切に支えるために~」 【③講義】・精神疾患を抱えた当事者を他機関で支えるために	2017年8月23日 (水)15:00-16:40	29名		鈴木 祐貴子 (東京青梅病院精神科医)

## 【2016年度コーディネート研修】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(前期)「みんなで支える DV被害者支援における実りある連携を目指した」 【①講義】・男女平等参画の視点/配偶者暴力相談支援センターの役割	2016年7月14日 (木)10:00-10:35	34名		東京ウィメンズプラザ職員
(前期)「みんなで支える DV被害者支援における実りある連携を目指した」 【②講義・対談】・DV被害からの回復とは 一相談員の心に寄り添うために一	2016年7月14日 (木)10:40-12:10	38名		中島 幸子 (NPO法人レジリエンス代表) 西山 さつき (NPO法人レジリエンス副代表)
(前期)「みんなで支える DV被害者支援における実りある連携を目指した」 【③講義】・警察における被害者支援 一相談員との連携を中心に一	2016年7月14日 (木)13:20-14:20	39名		  警視庁生活安全部ストーカー対策室職員 
(前期)「みんなで支える DV被害者支援における実りある連携を目指した」 【④講義・ワーク】・支援の基本姿勢と実践 ー連携の重要性を中心に一	2016年7月14日 (木)14:30-16:45	38名		鈴木 純子 (元婦人相談員)
(後期)「配偶者暴力被害者の回復にむけた包括的支援」 【①講義・ワーク】・DV当事者の心理的な回復とケアの計画	2016年9月20日 (火)10:00-12:00	24名		白井 明美 (国際医療福祉大学大学院准教授·臨床心理士)
(後期)「配偶者暴力被害者の回復にむけた包括的支援」 【②講義・ワーク】・事例で学ぶ母子の一時保護におけるより良い支援	2016年9月20日 (火)13:15-15:00	27名		児童相談所職員 女性相談センター職員 アドバイザー: 湯浅 範子(元婦人相談員)
(後期)「配偶者暴力被害者の回復にむけた包括的支援」 【③講義】・DVによる離婚をめぐる法律知識・面会交流を中心に	2016年9月20日 (火)15:15-16:45	30名		  中村  順子(弁護士) 

# 【2015年度コーディネート研修】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(基礎編)「これだけは押さえておきたい 配偶者暴力被害者支援の知識と <u>ノウハウ」</u> ・支援の流れ/配偶者暴力相談支援センターの役割 ・当事者理解を深めるー二次被害を与えないために ・社会資源の活用ー福祉制度・通達を中心に	2015年6月29日 (月)10:00-16:45	58名		東京ウィメンズプラザ職員 中島 幸子(NPO法人レジリエンス代表) 鈴木 純子 (元婦人相談員)
(基礎編)「これだけは押さえておきたい 配偶者暴力被害者支援の知識と <u>ノウハウ」</u> ・警察との連携を深める一事例を通して ・法テラス東京と法テラス東京法律事務所一その違いと利用方法 ・生活保護制度の活用	2015年7月9日(木) 10:00-16:45	65名		警視庁生活安全部ストーカー対策室職員 湯浅 範子 (元婦人相談員・女性の家HELPソーシャルワーカー) 近岡 美由紀 (法テラス東京法律事務所常勤弁護士) 馬場 真由子 (法テラス東京法律事務所常勤弁護士) 岩本 幸恵 (法テラス東京法律事務所常勤弁護士) 水丸 貴美子 (法テラス東京法律事務所常勤弁護士) 福祉保健局生活福祉部保護課職員
(基礎編)「これだけは押さえておきたい 配偶者暴力被害者支援の知識と <u>/ウハウ」</u> ・ワーク: 基本的支援を考える一代表的事例のケーススタディ	2015年7月14日 (火)13:00-16:30	29名		鈴木 純子 (元婦人相談員)
(実践編)「実践に活かす!よりよい配偶暴力被害者支援をめざして」 ・医療機関との連携ー支援者としての関わり方のコツ ・うつ・PTSDを抱えた被害者の見立てと対応	2015年9月4日(金) 10:00-16:15	37名		上村 順子 (くじらホスピタル理事長・精神科医) 白井 明美 (国際医療福祉大学大学院准教授・臨床心理士)
(実践編)「実践に活かす!よりよい配偶暴力被害者支援をめざして」 ・ステップハウス(中・長期シェルター)における支援 ・被害者の子育て支援 - CAREに焦点をあてて	2015年9月8日(火) 10:00-16:15	30名		矯風会ステップハウス NPO法人男女平等参画推進みなと NPO法人女性ネットSaya-Saya 加茂 登志子 (東京女子医科大学附属女性生涯健康センター所長)
(実践編)「実践に活かす!よりよい配偶暴力被害者支援をめざして」 ・効果的なケース・カンファレンスの持ち方 ・ワーク:支援者と被害者のためのセルフケア	2015年9月17日 (木)13:00-16:45	18名		福島 喜代子 (ルーテル学院大学総合人間学部教授) 大沼 もと子 (Wen-Do Project代表)

# 配偶者等暴力対策 区市町村支援(講座・研修)

#### 【2017年度職務関係者研修 (配偶者暴力相談支援センター事業)】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(第1・3回) (基礎研修) 「配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識」 【DVD上映】・配偶者暴力被害者支援のために 【講義①】被害者の理解と適切な対応~当事者視点による必要な支援とは 【講義②】被害者支援のための基本的法制度~ストーカー、性暴力を含めて 【講義③】警察における被害者支援と加害者対応	2017年5月19日(金) 10:30-16:30 * 立川市	102名	新仕有问げ 民生・児童委 昌向け	東京ウィメンズプラザ職員 中島 幸子(NPO法人レジリエンス代表) 白石 美奈子(弁護士) 警視庁ストーカー対策室職員
(第2・3回)(基礎研修)「配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識」 【DVD上映】配偶者暴力被害者支援のために 【講義①】被害者の理解と適切な対応~当事者視点による必要な支援とは 【講義②】被害者支援のための基本的法制度~ストーカー、性暴力を含めて 【講義③】警察における被害者支援と加害者対応	2017年6月6日(火) 10:30-16:30 * ウィメンズプラザ	158名	新仕有问げ 民生・児童委 号向は	東京ウィメンズプラザ職員 中島 幸子(NPO法人レジリエンス代表) 白石 美奈子(弁護士) 警視庁ストーカー対策室職員
( <b>第4回)「SNSやネット上のトラブルから見る交際相手からの暴力(デートDV)」</b> 【講義】SNS・ネットトラブルとデートDV	2017年7月28日(金) 10:00-12:30	218名	学校·教育関 係者	渡辺 真由子(メディア学者・ジャーナリスト)
(第5回)配偶者暴力(DV)にさらされた子供への支援」 【講義①】DVにさらされた子供への支援~こころのケア~ 【講義②】支援のために知っておくべき法制度~面会交流の現状と課題も含めて~	2017年8月7日(月) 13:00-16:45	191名		鄭 理香(児童精神科医、株式会社Ds´メンタルヘルス・ラボ代表取締役社長) 打越 さく良(弁護士)
(第6回)「障害を持つDV被害者への支援を考える」 【講義①】複合差別という問題~障害を持つ女性DV被害者の支援に向けて~ 【講義②】地域で暮らすという、当たり前のこと~具体例をまじえて 【対談】声を上げにくい人に寄りそう~DV被害者支援再考	2017年12月7日(木) 13:30-16:45	68名		瀬山 紀子(淑徳大学非常勤講師) 佐々木 貞子 (DPI障害者権利擁護センター相談員)
(第7回)「DVに気づくアンテナ・適切に対応するスキル~精神的被害を中心に」 【講義】DVに気づくアンテナ・適切に対応するスキル~精神的被害を中心に~ 【情報提供】「医療関係者のための配偶者暴力被害対応マニュアル」の配布と説明	2018年3月1日(木) 13:30-16:15			鈴木 祐貴子(東京青梅病院精神科医) 東京都生活文化局男女平等参画課職員

#### 【2016年度職務関係者研修 (配偶者暴力相談支援センター事業)】

【2010年度報効因体は明修(出演日茶が行政と版ビングー学术)】					
テーマ	日時	参加数	対象	講師	
(第1・3回)〈基礎研修〉「配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識」 ・支援の流れと配偶者暴力相談支援センターの役割 ・DV被害の深刻な影響と適切な支援 ・支援のための基本的な法制度を学ぶ	2016年5月10日(火) 10:30-16:45 * 立川市	125名	新任者向け 民生・児童委 員向け	東京ウィメンズプラザ職員 春原 由紀(武蔵野大学名誉教授、原宿カウンセリングセンターカウンセラー) 打越 さく良(弁護士)	
(第2·3回)〈基礎研修〉「配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識」 ·支援の流れと配偶者暴力相談支援センターの役割 ·DV被害の深刻な影響と適切な支援 ·支援のための基本的な法制度を学ぶ	2016年6月7日(火) 10:30-16:45 * ウィメンズプラザ	152名	新任者向け 民生・児童委 員向け	東京ウィメンズプラザ職員 春原 由紀(武蔵野大学名誉教授、原宿カウンセリングセンターカウンセラー) 打越 さく良(弁護士)	
(第4回)「DVという虐待-愛着と問題とトラウマがもたらす発達への影響・誕生前から思春期まで-」	2016年7月26日(火) 10:00-12:30	226名		松田 博雄(社会福祉法人子どもの虐待防止センター 理事長)	
(第5回)「デートDV-教育現場だからできる予防と対応・事例から考える効果的な指導とはー」	2016年7月26日(火) 14:00-16:30	173名		山中 多民子 (DV・虐待予防研究会代表、DV予防啓発教育プログラムファシリテーター)	
(第6回)「保健・医療現場におけるDV被害者への適切な対応~院内連携と地域支援に向けて~」 ・医療機関向けDV対応マニュアルについて ・保健・医療者が知っておくべきDV被害者支援の基本事項 ・DV被害者に対する取り組み~院内から地域へ連携を繋げる~	2016年12月8日(木) 13:15-16:45	43名		生活文化局男女平等参画課職員 笠原 麻里(駒木野病院児童精神科診療部長) 幸崎 若菜(医療法人社団向日葵会まつしま病院」助 産師)	
(第7回)「障害を持つDV被害者への支援のあり方を知る」 ・障害を持つDV被害者相談・支援の現場で必要な法的知識 ・障害を持つ女性DV被害者の現状と課題、支援について	2017年1月26日(木) 13:30-16:45	77名		片岡 麻衣(弁護士) 佐々木 貞子(DPI障害者権利擁護センター相談員)	

## 【2015年度職務関係者研修 (配偶者暴力相談支援センター事業)】

テーマ	日時	参加数	対象	講師
(第1回)〈基礎研修〉「配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識」 ・支援の流れと配偶者暴力相談支援センターの役割 ・DV被害の実態と影響ー支援者としての心構えを知る ・DV関連の法制度ー実践で活かせる法律知識	2015年5月12日 (火)10:00-16:45 * 立川市	138名		東京ウィメンズプラザ職員 近藤 恵子(NPO法人全国女性シェルターネット理事) 白石 美奈子(弁護士)
(第2回)〈基礎研修〉「配偶者暴力(DV)被害者支援のための基礎知識」 ・支援の流れと配偶者暴力相談支援センターの役割 ・DV被害の実態と影響ー支援者としての心構えを知る ・DV関連の法制度ー実践で活かせる法律知識	2015年6月9日(火) 10:00-16:45 * ウィメンズプラザ	137名		東京ウィメンズプラザ職員 近藤 恵子(NPO法人全国女性シェルターネット理事) 白石 美奈子 (弁護士)
(第3回)「学校・教育関係者に向けて 交際相手からの暴力(デートDV) - 現状を知り 適切な対応を考える」 ・デートDVの現状と背景を理解する ・教育現場での早期発見と対応一事例を通して	2015年7月27日 (月)13:00-16:45	74名		吉祥 眞佐緒 (エープラス代表、アウェア事務局長) 細田 眞由美 (さいたま市立大宮北高等学校校長)
( <b>第4回)「配偶者暴力(DV)と子供-気づきと支援のために」</b> ・子どもの問題から気づくDV被害者支援 ・DV被害母子への支援ネットワークの実際	2015年7月31日 (金)13:00-16:45	146名		工藤 宏子 (東京都立小児総合医療センター心理相談員) 鈴木 秀洋 (文京区男女協働・子ども家庭支援センター担 当課長)
(第5回)「高齢のDV被害者支援の現状と課題ー"65才の壁"をこえて」 ・高齢者虐待の基礎知識 ・DVの基礎知識 ・高齢のDV被害者へのよりよい支援のためにできること~連携を中心に	2016年1月28日 (木)10:00-16:45	117名		乙幡 美佐江 ((公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター専門相談員) 丸山 聖子 (東京ウィメンズプラザ主任専門員) 川端 伸子 ((公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護 支援センター長) 髙橋 智子 ((公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護 支援センター専門相談員)
(第6回)「民生・児童委員のための配偶者暴力(DV)の正しい理解〜地域での適切な支援のために〜」 ・DVの正しい理解と被害者・子供への適切な支援 ・当事者が望む地域支援とは	2016年2月22日 (月)13:00-16:00 *府中市	76名		野原 沙希 (NPO法人アーシャ代表) 高瀬 和子 (婦人相談員)
(第7回)「保健・医療現場でのDV問題への積極的な関わりのために~適切で効果的な対応を知る」 ・医療機関向けDV対応マニュアルについて ・なぜ保健・医療機関が取り組むのか~早期発見の重要性 ・実践で活かす~保健・医療現場における望ましい対応とは	2016年3月24日 (木)13:15-16:25	63名		生活文化局男女平等参画課職員 三隅 順子 (助産師·東京医科歯科大学看護学講師)

# 【区市町村相談員向けスーパーバイズ】

- 毎回、講師からの適切なアドバイスや考え方をいただくとともに、他の相談員の方の意見を聞くことが出来 て有意義な機会となった。
- 相談の聞取りの中で、被害者のさまざまな背景を感じ取り、そこからアセスメントにつなげていくことの重要性について改めて気づかされた。
- 相談員の姿勢を見つめなおすきっかけになった。

## 【区市町村への出前講座】

- DVの基礎知識と行政のなすべき対応について、わかりやすく講義してもらえた。
- 基礎から対応事例まで説明していただき、大変参考になった。
- 情報漏えいや2次被害を起こさないための注意点・心構え等全般が分かりやすく網羅されており、被害者対応の窓口の職員として、知っておくべき内容であった。
- 専門相談員に、実施の相談事例や苦慮する対応について直接話を聞きたかった。

## 【2017年度民間団体向け研修】

テーマ	日時	参加数	講師
(前期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座」 【講義①】・DV被害に遭った在住外国人女性の支援 【講義②】・インターネット上の違法・有害情報への対応~安全な生活を守るために~ 【情報交換会】	2017年9月25日 (月)13:00-17:45	44名	皆川 涼子(マイルストーン総合法律事務所) 桃澤 隼人(一般社団法人セーファーインターネット協会)
(後期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座②」 【講義・ワーク】・DVにさらされた子供への適切な対応や支援	2018年3月 7日 (火)14:30-16:30	40名	松本 和子(NPO法人女性ネットSayaーSaya) 野本 美保(NPO法人女性ネットSayaーSaya)

# 【2016年度民間団体向け研修】

テーマ	日時	参加数	講師
(前期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座」 【講義①】・DV被害者支援のためのIT機器利用の基礎知識ー安全な生活を守るためにー 【講義②】・外国人DV被害者支援のための基礎知識 【講義③】・同行支援から見える外国人DV被害者支援の現状 【情報交換会】	2016年9月29日 (木)10:00-16:30	75名	<ul><li>田中 宏明(ITコンサルタント)</li><li>東京入国管理局職員</li><li>山崎パチャラー(ウェラワーリー代表)</li></ul>
(後期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座②」 【講義】・元婦人相談員による被害者支援で大事にしてきたこと 【検討会】・支援で困っている・悩んでいることへのアドバイス	2017年3月 7日 (火)14:30-16:30	28名	鈴木 純子(元婦人相談員) 湯浅 範子(女性の家HELPソーシャルワーカー)

## 【2015年度民間団体向け研修】

テーマ	日時	参加数	講師
(前期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座」 ・警察における支援と連絡を取る際の留意点 ・女性相談センターの支援と利用について ・児童相談センターにおけるDV家庭の子供への支援 ・情報交換会	2015年7月10日 (金)10:30-16:30	54名	警視庁ストーカー対策室職員 東京都女性相談センター相談係職員 東京都児童相談センター職員
(前期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座」 ・法的支援の現状ーDVによる離婚や面会交流 ・心理臨床における支援の実際 ・ワーク: 被害者にも伝えられる護身法 他	2015年7月11日 (土)13:00-17:00	36名	露木 肇子(弁護士) 木村 弓子(武蔵野大学心理臨床センター主任カウンセラー) NPO法人青い空
(後期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座②」 ・記録の取り方のコツーSOAP形式による情報共有 ・地域における自立支援としてのサポートグループ ・【DV活動助成金報告会】同行支援を安全に実施するために	2016年1月19日 (火)10:30-15:30	41名	八木亜紀子(福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター特命准教授) ゆのまえ知子(元中央大学非常勤講師) 一般社団法人ウェルク
(後期)「DV被害者支援等を行う 民間団体のためのパワーアップ講座②」 ・法的側面からの外国人DV被害者支援 ・行政と民間団体の連携の可能性	2016年1月 22日 (金)13:15-16:45	21名	山口元一(弁護士) 小川真理子(お茶の水女子大学基幹研究院リサーチフェ ロー)

# 【在住外国人DV被害女性の支援】

- ・近年外国人世帯が増えている。DV被害というのは少ないが、支援にあたって国籍などが絡むこともあり勉強になった。
- ・外国人同士のコミュニティを利用し、地域で見守るような体制を作っていく必要性を感じた。

# 【DVにさらされた子供への適切な対応や支援】

中学生以上の子どもに対してのケアについても知りたかった。

## 【研修で学びたいこと】

- ・離婚相談のときの応答の仕方を具体例を用いて学びたい。
- ・中学生以上の子どもに対してのケア

市区町村による男女共同参画・女性のための総合的な施設(男女共同参画センター等)の設置状況を都道府県別にみると、都における整備率は大阪府に次いで高い。

都道府県	市区町村数	整備 市区町村数	整備率(%)
北海道	179	9	5.0
青森県	40	2	5.0
岩手県	33	1	3.0
宮城県	35	1	2.9
秋田県	25	8	32.0
山形県	35	3	8.6
福島県	59	3	5.1
茨城県	44	6	13.6
栃木県	25	5	20.0
群馬県	35	2	5.7
埼玉県	63	23	36.5
千葉県	54	12	22.2
東京都	62	39	62.9
神奈川県	33	6	18.2
新潟県	30	5	16.7
富山県	15	2	13.3
石川県	19	1	5.3
福井県	17	4	23.5
山梨県	27	1	3.7
長野県	77	5	6.5
岐阜県	42	1	2.4
静岡県	35	6	17.1
愛知県	54	9	16.7
三重県	29	4	13.8

	T	T	<u></u>
都道府県	市区町村数	整備 市区町村数	整備率(%)
滋賀県	19	4	21.1
京都府	26	12	46.2
大阪府	43	31	72.1
兵庫県	41	21	51.2
奈良県	39	4	10.3
和歌山県	30	2	6.7
鳥取県	19	4	21.1
島根県	19	3	15.8
岡山県	27	6	22.2
広島県	23	3	13.0
山口県	19	2	10.5
徳島県	24	3	12.5
香川県	17	1	5.9
愛媛県	20	2	10.0
高知県	34	2	5.9
福岡県	60	18	30.0
佐賀県	20	0	0.0
長崎県	21	5	23.8
熊本県	45	3	6.7
大分県	18	2	11.1
宮崎県	26	4	15.4
鹿児島県	43	2	4.7
沖縄県	41	5	12.2
合計	1,741	297	17.1